

論点整理(案)に係る議論のポイントの議事録チェックメモ

項目	論点、留意事項	委員会での意見、ポイント	チェックメモ
<b>I. 全体構成</b>			
<b>1. 全体構成</b>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。</li> <li>・ (小西委員)「ガイドライン自体」を余り細かく規定するよりは、寧ろある程度柔軟性を持たしておき、一方で「運用面でぶれる」事が無い様に、しっかり「実務面のマニュアル等」を整備して頂きたい。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) 手続きの要求が散在して記載されているのは分かりにくい面がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7-12 (JJ) 新ガイドラインでは「総論」においてスキーム横断的な共通事項を記載し、「各論」においてスキーム別の具体的な手続きを記載する。解釈等は FAQ に整理する。</li> <li>・ 7-13 (吉田副座長) 議論の骨格となる基本理念の記載が必要である。</li> <li>・ 7-14 (福田委員) 全体構成を検討するには目次案が必要である。</li> <li>・ 7-17 (GEF) 各段階の環境社会配慮について纏めることが重要である(案件形成段階、審査段階等)。</li> <li>・ 7-17 (GEF) JBIC 現行ガイドラインの第2部(プロジェクトに求められる環境社会配慮など)は新ガイドラインに反映すべき。</li> </ul>	
<b>II. 基本的事項と手続き</b>			
<b>1. ガイドラインの適用対象</b>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (堀田委員) 現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与する際の連携が必ずしも明示的でない。例えば JICA 開発調査で行った環境社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見られる。JJ 統合(新 JICA)で開発調査の提言を有償資金協力の条件とするなど、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が可能になる。</li> <li>・ (福田委員) 無償の新たな業務フローに合わせ、無償における環境社会配慮審査の内容とタイミングを明確にすべき。</li> <li>・ (福田委員) 無償においても、審査やモニタリングのあり方を定め、影響住民からの異議申立てを受け付けるべき。</li> <li>・ (小西委員) 迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数ヶ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得るので、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7-21 (清水委員、福田委員) 環境社会配慮はできるだけ上流の段階から検討されるべきであることから、ローリングプランは環境社会配慮と関係する。</li> <li>・ 10-35 (早水委員、GEF) アセスの概念から言うと早い段階での環境配慮が望ましい。このため、事前調査の段階でも何らかの環境配慮が組み込まれる方が望ましく、協力準備調査をアプライオリに適用対象から外すのは不適切。</li> <li>・ 7-31 (JJ) ガイドラインの適用対象は技協、有償、無償。ローリングプランは政策判断に関係し、JICA の責任範囲に収まらないため、ガイドライン対象には不適。</li> <li>・ 7-28、31、32、33、10-35 (原科座長、清水委員、福田委員、GEF) 代替案の検討が行われるのは協力準備調査段階であり、戦略的環境アセスメント的な考え方の余地もある。よって、協力準備調査をガイドラインの適用対象とすべきと考える。</li> <li>・ 7-32 (JJ) 有償、無償、技協の本体事業は適用対象(無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7-23 (堀田委員) 他のドナーから過去に新 JICA の行った環境社会配慮に関して照会があった場合は積極的に情報を公開すべき。</li> <li>・ 7-40 (原科座長) 新 JICA の所掌業務は基本的には全て対象。ただスクリーニングプロセスがあるので審査会で扱うものは非常に限定的。</li> <li>・ 9-37 (清水委員) 協力準備調査をガイドラインの適用対象にするかしないかは0か100かではなく、環境社会配慮に関わる部分については適用していくべき。</li> </ul>

	<p>留意いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 新 JICA の業務に対応するため、ガイドラインの適用対象について整理が必要。</li> <li>• (JJ) 整理に当たっては、新 JICA は資金協力、技術協力共に、案件形成から審査、実施段階まで一貫して関与することに留意し、重複のない、効果的・効率的な環境社会配慮確認ができるようなシステムとすることが必要。また、スキームごとの特殊性は考慮しつつも、できるだけ共通的な手続きをとることを考える。</li> <li>• (JJ) 有償資金協力については、相手国政府等や我が国産業界からの迅速化の要望についても勘案する必要がある。</li> <li>• 案件形成から資金協力までを実施している世界銀行、ADB 等の環境社会配慮政策(セーフガード政策)では、資金協力の事前調査については政策の適用対象外。</li> </ul>	<p>償の本体事業は新たに対象に加わる)。協力準備調査は、新 JICA 法上の調査・研究業務として、これら本体事業の準備を行うものであり、技術協力事業として行う調査とは位置づけが異なる。本体事業に加えて、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象にすべきかは慎重に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 7-22(中山委員) JICA が作成した F/S を他ドナーが融資することもあり得るので、他ドナーとの整合を検討する必要がある。</li> <li>• 7-38(原科座長) 世銀等の国際機関と異なり新 JICA のように内部に人材が少ない場合には、外部諮問機関を設けることが効率的である。</li> <li>• 7-19、28(堀田委員、吉田副座長) 時間的ギャップを如何に埋めるか、新 JICA 内部の連携が課題である。</li> <li>• 7-29(清水委員) 新 JICA と他ドナーが協調融資する場合のガイドライン適用についても今後検討が必要である。</li> </ul>	
<p><b>2. 「確認」と「支援」</b></p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 現行ガイドラインでは、JICA は環境社会配慮の「支援・確認」を行うとしているのに対し、JBIC は環境社会配慮の「確認」を行うことになっている。</li> <li>• (JJ) 資金協力については、プロジェクト実施主体は相手国政府等であることから、新 JICA はガイドラインでいう「確認」のみを行うことが考えられる。</li> <li>• (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは[プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府である]としているが、同時に[プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する]、[相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。]としている。「相手国と共同して」と記載すると、環境社会配慮調査は JICA 調査団の実施事項と相手国に理解される場合があるなど、相手国の責任意識を弱める場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7-43(千吉良委員) 資金協力の「確認」には、相手側に働きかける場合なども含まれる。新 JBIC ガイドラインとの整合が必要である。</li> <li>• 7-45(大西委員:藤岡代理) 援助には、限られた譲許的な資金を使って途上国の環境社会配慮面を「支援」していくという側面もあるので、赤道原則を採択している民間銀行や JBIC の国際金融等業務とは区別する必要がある。</li> <li>• 7-49,50(福田委員、清水委員) 協力準備調査は新 JICA が実質的に主体となって支援を行うことになるので、確認ではない。コンサルテーションは「相手国と共同して」行うものではないが、環境社会配慮調査は共同で実施するものと理解している。</li> <li>• 7-52(JJ) 資金協力の場合は適切な環境社会配慮がなされない場合、融資や資金供与の停止といった措置を担保する必要があり、事業の責任主体はあくまで相手国政府であることを明確にすべき。技術協力による支援はあるが、事業の責任主体はあくまでも相手国政府であるため、「共同して」とは整合しない。</li> <li>• 7-52(福田委員) 有償については L/A で環境社会配慮の実施を担保しているが、無償の G/A でもその旨言及が必要。</li> <li>• 7-52(JJ) 資金協力(有償・無償)は事業主体が相手国政府であり同じ性格のものと考えているが、技術協力ではそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7-48(JACSES 田辺) 無償においても「確認」で十分と言うのは疑問である。</li> <li>• 7-51(吉田副座長) 審査の段階以外では、確実に「支援」と言う側面が入ってくる。</li> </ul>

		<p>に「支援」が加わると想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7-52(福田委員)新 JICA では有償と無償が同じ性格であるとの事務局の見解だが、無償の体制にかかる情報がさらに必要である。</li> <li>7-51(吉田副座長)「支援・確認」を検討する際には、理念の共通認識、相手国政府の実施能力を把握することが必要である。</li> </ul>	
<b>3. 案件形成</b>			
	<p>① ローリングプラン (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO2)新 JICA はローリングプランを作成および改定後、速やかに公開する。</li> <li>(JJ)ローリングプランは、両国政府間の円滑な政策協議を進めるための業務資料である。未決定のものを含め、政府間の協議内容を反映するという資料の性格上、公開にはなじまない。</li> <li>(小西委員)外務省の「ODA の点検と改善 2007」の中でも取り上げられており、案件の予測可能性を高め、個別案件形成のための基本的な方針を示し、その中で、例えば無償資金協力と技術協力の連携、円借款の組合せを考えていくものと理解しているが、ローリングプランに入っていない案件は対象にしない等の硬直的な対応はせず、実務にあたっては柔軟な運用を御願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-25(吉田副座長)ローリングプランの策定段階においても環境社会配慮確認がなされるべきであり、ODA タスクフォースのメンバーに環境社会配慮の専門家を含めては如何か。</li> <li>9-26(北村委員)ローリングプランには、成熟度の面等で様々な案件が盛り込まれる予定であり、その策定段階で環境社会配慮を担保することは難しい。ローリングプランに過度の焦点を当てるのではなく、全体として環境社会配慮がなされてるかが重要。事務局の考え方はローリングプランから実際に案件が動き出す段階で環境社会配慮を確認するという発想。なお、ローリングプランは、外Jで共有するが、最終的には外務省の責任の文書である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-15(GEF)NGO グループとしてローリングプランを公開していただきたい。</li> <li>9-28(福田委員)JICA が作る国別の援助の実施方針的なものは、本ガイドラインの中で議論していく価値がある。なお、ADB では政策レベルの環境社会配慮を行なっている。</li> </ul>
	<p>② 協力準備調査 (調査の実施計画に係る文書、調査の実施決定) (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定前に、案件名、案件概要、カテゴリ分類およびその根拠、協力準備調査の TOR 案を含む調査実施計画書案を作成する。作成にあたっては、カテゴリ A 案件は必ず、カテゴリ B 案件は必要に応じて、現地に調査団を派遣する。カテゴリ A 案件は現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。</li> <li>(JJ)新 JICA は、協力準備調査の実施決定後に、協力準備調査の TOR を含む調査の実施計画に係る文書を作成する。調査の TOR の作成にあたっては、調査団の派遣は必ずしも必要ではないものと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-34, 37(JJ)協力準備調査は技術協力としての調査とは法律上の位置づけが異なる。協力準備調査は本体事業の準備を行うものであり、むしろ本体事業の環境社会配慮に係る情報をいかに前広に公開するかが課題。世銀とADB でも本体事業の事前調査自体はセーフガードポリシーの適用対象としていない。また、案件形成段階と本体事業の due diligence での確認プロセスは明確に区別して議論する必要がある。</li> <li>9-33(福田委員)ADB は業務マニュアルにおいて技術協力(TA)段階での Initial Poverty and Social Analysis を規定している。</li> <li>9-21, 23(早水委員、原科座長)協力準備調査については、業務フローに係る追加説明が事務局よりなされた段階で議論を行ったほうが効率的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15-63(福田委員)協力準備調査のうち個別案件に関わるものを、「策定支援型」「補完調査型」「M/P+F/S」の3つに分類してガイドラインで規定してはどうか。</li> <li>15-64(福田委員)協力準備調査の対処方針協議前に最終報告書が完成しているべき。</li> <li>15-68(GEF)II の協力シナリオ形成型の協力準備調査では戦略的環境アセスメントの考え方の反映の努力が必要。</li> <li>17-7(清水委員代理:波多江氏)公示の形でホームページ上に公開される</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO2)新 JICA は、調査実施計画書案を、協力準備調査実施の意思決定前に 30 日間公開する。協力準備調査の TOR 案について、外部からの情報提供・意見表明を歓迎し、必要に応じて TOR 案に反映させる。</li> <li>• (JJ)調査 TOR を公示の際に公開するため、調査の実施計画に係る文書案は公開しないものと考えている。</li> <li>• (NGO2、GEF)新 JICA は、協力準備調査実施の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、意思決定に反映させる。</li> <li>• (JJ)新 JICA は、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会面を含む検討を行う予定である。</li> <li>• (NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定後、調査実施計画書を公開する。</li> <li>• (JJ)調査の実施に係る計画文書は公開しないものと考えている。但し、調査の実施に当たっては、委託先等の選定に関する公示の中で、調査 TOR は事前に公開される。</li> <li>• (小西委員)協力準備調査は 3 つの援助手法に係る調査業務を一つの枠組みに集約して行われるので、資金協力を繋がる案件発掘・形成の迅速化に繋がるものと期待。ただでさえ、ODA は時間がかかるので、民間企業が取り組みを敬遠する動きが顕著である。現在の官民連携促進の動きを阻害しない為にも、入り口の調査では、迅速化を促進する上で支障とならない様な確認内容および手続きを確保すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9-20, 22(清水委員、GEF)大筋の業務フローはもう出ており、業務フローが固まっていない段階で 00 あっても議論を行い、環境社会配慮の観点を業務フローにフィードバックすべき。</li> <li>• 16-45, 90(JJ)外務省による調査実施決定がなされる前に、協力準備調査の TOR 案は固まらない。TOR 案は調査実施前の公示の際に公開しており、意見があればそこで受けつけることが可能。そもそも、協力準備調査の実施中であっても、契約変更等により調査内容は変更可能。</li> <li>• 16-45(JJ)政府との協議の際に実施方針等の変更がありうるため、事前に TOR(案)を固めることは困難。</li> <li>• 16-91(吉田副座長、高梨委員)TOR を事前に絞りすぎることで、コンサルタントを束縛しすぎる傾向があり、ある程度 TORを緩めた経緯がある。JICA は大枠を示した上で、コンサルタントからはアウトプットを求めるべき。</li> <li>• 16-88(JJ)実施決定前30日間の公開とすると、これまでより約1ヶ月の時間を要することになり迅速化の観点から困難。</li> <li>• 17-29(中山委員)調査をしていない段階でやるべきでないという外部から意見を言うことに反対。JICA は実施機関として調査を行い、結果としてすべきでないという判断をすることも JICA の責務。</li> <li>• 17-16(高梨委員)案件概要の程度の情報からコメントを出すことは困難。</li> <li>• (満田氏):現 JICA ガイドラインでは、A 案件については要請段階で情報公開をしているので公開は可能。</li> </ul>	<p>TOR 案へのリンクを、プロジェクト情報と同じところに張って欲しい。また、プロジェクト実施期間中にもアクセスできるようにしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 17-9(GEF)TOR 案検討時に EIA や住民移転計画、先住民族配慮計画などの策定状況が不十分なときは、補完調査の計画を作る。</li> <li>• 17-9(GEF)補完型調査の場合はスコoping段階と最終報告書案の段階の協議が非常に重要であり、その真ん中の段階では必要に応じて協議を行なう。</li> <li>• 17-17(福田委員)案件名、事業概要、カテゴリ分類とその根拠に関しては、実施決定の 30 日前に公開すべき。TOR 案は、公示の段階で意見を言い、反映してもらえるようにしてほしい(公開期間に関しては提案していない)。</li> <li>• 17-21(福田委員)調査をやるべきか否かに関して一旦パブリックから意見を聴く機会があるべきであり、そのための 30 日間。</li> <li>• 17-19(GEF)ガイドライン上は「外部からの意見を歓迎する」というような文言を入れて欲しい。</li> <li>• 17-28(小林委員代理:中川氏)1年に1回更新される実施予定案件の掲載頻度を、四半期に1度など、増やしてはどうか。</li> </ul>
---	---	--

<p>③ 協力準備調査（個別案件の形成以外） （共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（NGO2）協力準備調査の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。カテゴリ C: マスタープランで検討されるプロジェクトのいずれもが環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる場合。カテゴリ A+B: 上記以外の場合で、カテゴリ A とカテゴリ B を統合し、現地ステークホルダー協議を義務付けることを提案する。</li> <li>（JJ）協力準備調査で、個別案件形成以外の調査の場合は、必要に応じ、環境社会配慮調査を行う。なお、NGO 提案では、協力準備調査の中のマスタープランとして提案がなされているが、協力準備調査において、従来の開発調査というマスタープランを策定するための調査は予定されていない。</li> <li>（NGO2）新 JICA は、マスタープラン終了後、フィージビリティ調査の対象プロジェクトにつき、再度カテゴリ分類を行う。対象プロジェクトの事業概要およびカテゴリ分類結果をフィージビリティ調査の開始 30 日前に公表する。カテゴリ分類の結果、フィージビリティ調査の対象プロジェクトがカテゴリ A に分類された場合には、TOR の見直し等必要な措置を取る。</li> <li>（JJ）協力準備調査で個別案件の形成を行う場合は、その前段階からの調査から引き続き行われる場合も含め、ガイドラインが適用される本体事業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討している。また、カテゴリ分類結果は公表する方向で検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17-30(原科座長): 30日間とは記載しないものの、できるだけ早い段階で公開をするという考え方で整理したい。</li> <li>16-92(GEF) 協力準備調査の実施決定前に情報公開するべき。TOR 案の公開は、公示段階でよい。</li> <li>17-5(JJ) TOR 案の作成にあたって必要だと NGO から提案のあった現地踏査については、東京からの調査団派遣と限定せず、JICA の様々なファシリティーを活用するという意味、また、継続案件についてはその限りではないと理解。</li> <li>17-37(JJ) ガイドライン上での記載ぶりについては、協力準備調査の手続き自体を細かく記載するのではなく、審査で求める要件(確認事項)として定め、記載するべき。理由は、①記載内容の重複を防ぐため、②協力準備調査の内容は環境社会配慮関連に限らないため、環境社会配慮ガイドラインの中で網羅的に規定するのは不適であるため、③協力準備調査はさまざまなケースが考えられるため、現 JICA のガイドラインのようにひとつひとつの場合わけして記載することは困難であるため。</li> <li>17-74(GEF) スクリーニングに関する情報、EIA 報告書等をスクリーニング終了後にすみやかに、また、住民移転計画またはドラフト、先住民族への配慮に関する計画またはドラフトを入手後すみやかに、遅くともアプレイザル前に情報公開すべき。加えて、カテゴリ A 案件については、JICA の意思決定、無償に関しては、設計積算調査の実施可否判断の120日前に行うべき。</li> <li>17-76(JJ) 実務的に難しい点がある。「入手後すみやかに」とあるが、責任を担う機関としてレビューする必要がある。公開するのはその後。また、120 日前ということについて、無償等においてどうするかについては検討が必要。</li> <li>17-50、51(JJ) 協力準備調査の報告書は、本体事業の審議・検討・協議段階が終わる合意文書締結後に、原則として公開する。但し、その場合でも情報公開法に則って</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17-9(GEF)M/P-F/S 型の調査の場合、マスタープラン段階のスコーピング協議が重要であり、行なうべき。カテゴリ分類については、カテゴリ C と A+B の2つの分類でいいのではないか。</li> <li>17-11(福田委員) マスタープランの段階ではカテゴリ A か B かの違いは少ない。ステークホルダー協議はカテゴリ B でも行なうべき。</li> <li>17-16(高梨委員) M/P 段階のステークホルダー協議において、実のある協議ができるか疑問。</li> <li>17-18(福田委員) 影響住民に加え現地 NGO など、より広いステークホルダーとの協議を行なうべき。</li> <li>17-31、34(福田委員) 17-36(JACSES) マスタープラン段階の調査で、現行 JICA ではカテゴリ A に分類されるべきものがカテゴリ B に分類されているという背景から、カテゴリ A 分類が適に行えないのであれば A+B という分類で考えるべき。スクリーニングで工夫が可能であればその限りで無い。</li> <li>17-33、36(原科座長) A+B ではなく A,B,C のままでも良いが、その場合は審査会によるスクリーニングのチェックシステムが不可欠。迅速性のためにプロセスで審査会が関与すべき。</li> </ul>
<p>④ 協力準備調査（報告書） （共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（NGO2）新 JICA は審査対象プロジェクトについて協力準備調査が実施された場合には、当該協力準備調査の最終報告書は、完成後速やかに、かつ少なくとも案件審査前に公開されていなければならない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>17-43(福田委員) 当該事業のフィージビリティが調査の中で確認されていることを審査するのだから、審査前に調査内容全体が確定しているべき。</li> <li>17-48(GEF) 資料 17-2-2 の</li> </ul>

- (JJ)協力準備調査の最終報告書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、入札に与える影響等を踏まえ、報告書に含まれる情報の種類・特性に応じて公開の是非およびタイミングを検討する必要がある。
- (福田委員)協力準備調査において実施機関に対して提言した環境社会配慮上の留意事項について、本体事業支援の審査時にその実施状況を確認すべき。
- (JJ)JBIC の環境レビューでは、SAPROF 等の提言内容が相手国政府等により実施されるか否かの確認も行っている。
- (JJ)現状、SAPROF 実施に当たっては、環境社会面からの検討を行い、本体事業(円借款)の際にガイドラインの要件が満たせるものとなるよう、必要な調査を含めている。調査内容(TOR)については、公示資料にて公開している。

非公開とせざるを得ない情報はあり得る。なお、協力準備調査を通じて収集した情報のうち、環境社会配慮に関する情報については、合意文書締結前であっても、環境社会配慮ガイドラインの手続に則ってできるだけ公開する方向で検討する。

- 2 の(3)で示された不公表とする情報以外は公表することを提案する。
- 17-53(JACSES、原科座長)ゼロベースの代替案検討がアセスの基本であるから、妥当性、需要予測、モードといった情報を環境社会配慮と切り分けるのは不適切。
- 17-57(福田委員)合意弁所締結前に案件の妥当性に関するインプットが無ければならないので、フィージビリティに関する情報が締結後でないと言えないのは非常によくはない。
- 17-63(福田委員)協力準備調査を無償資金の妥当性確認調査と設計積算調査に分けて実施する。
- 17-63(福田委員)無償資金協力案件の環境レビューは積算調査前の外務省との対処方針協議前に実施する。妥当性確認調査の報告書は、環境レビュー開始までに公開する。
- 17-63(福田委員)環境レビューの結果を設計積算調査の実施の可否に反映させる。
- 17-64(福田委員)カテゴリ分類、その根拠、環境配慮に関する重要な文書を新JICAの判断の120日以前に公開する。
- 17-65(JJ)業務フローは二つに分けられず、業務フローの根幹に関わる問題。有償資金協力との横並びの観点からかなり違う手続になる。妥当性の確認と設計・積算は時系列できれいに分かれたい。
- 17-66(福田委員)設計・積算の前でとめるという判断がある制度を確保してほしい。
- 17-69(原科座長)協力準備調査を2つに分けないとすると、それが終わった段階で意思決定とつながるメカニズ

			<p>ムがないとレビューした結果が生きない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>17-75(JJ)カテゴリ A 案件については、JICA の意思決定、無償に関しては、設計積算調査の実施可否判断の120日前に行うべき戸の提案に対し、基本的に方向性としてはそのような形で検討。</li> <li>17-79(清水委員(代理:波多江))意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書について新 JICA が公開する。</li> <li>17-80(原科座長)「意思決定後に環境社会配慮のため入手した文書についても、入手状況をウェブサイト上に掲載し、公表する」で合意。</li> <li>17-82(小西委員)ODA と OOF の差により実施主体が途上国であることから自助努力を重視すべき。要請から L/A までの標準処理期間を 6 ヶ月に短縮してほしい。</li> </ul>
4. スクリーニング(カテゴリ分類)	<p>① カテゴリAの定義 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(JJ)「相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される」という点については、事業に関する事前情報を提出し IEE または EIA の実施が必要か否かを判断する国や、初期環境調査報告を提出しさらに調査が必要かを判断する国、または環境影響評価の報告内容が具体的に示されていない国があること等から、相手国の環境影響評価制度における扱いをカテゴリ分類の定義として用いることは必ずしも適切ではないと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-42(福田委員)現行JICAガイドラインは、相手国と共同で調査を行う必要があるため、ガイドラインでJICAのアクションとして何を規定していくか議論すべき。 【書きぶり?】現行JICAガイドラインは、相手国と共同で調査を行う必要があるため、左記の文言があると考えられる。このため、左記の文言を残すか否かを議論する前に、改訂ガイドラインでJICAのアクションとして何を規定していくか議論すべき。</li> <li>9-41, 45(早水委員、GEF)相手国の文脈もあるので、参考情報として相手国の基準を参照する余地を残す必要がある。</li> <li>9-44(JJ)ある時は相手国の法制度を尊重し、ある時は本体事業の規模・特性に鑑みカテゴリ分類を行うことは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-43(福田委員)カテゴリ分類は変更可能であるため、最初の段階で分からない情報があることを重視する必要はない。</li> </ul>

	<p>②エンジニアリング・サービス(E/S)借款 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)E/S 借款は、詳細設計等を実施するための借款であり、直接の環境・社会影響を伴わないことから、現行 JBIC ガイドラインではカテゴリ B(または C)として扱っている。しかし、一部の E/S 借款では、並行して準備工事や非自発的住民移転が行われるものがある。</li> <li>• (JJ)本体がカテゴリ A の事業であっても、E/S 借款の段階では EIA 報告書のレビュー等を必ずしも実施しないが、準備工事等が E/S 借款と並行して実施されることに問題はないか？</li> <li>• (清水委員)E/S 借款であっても、事業の規模・特性に鑑み分類されるべき。</li> <li>• 世界銀行では、事業の規模・特性に鑑みた分類を行っているが、ADB では、E/S 借款は一律カテゴリ C に分類される。</li> </ul>	<p>一貫性が無いため、後者に一元化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 9-47(堀田委員)E/S の詳細設計段階で住民移転が行われる場合、E/S 借款をこれまでのカテゴリ B(または C)からカテゴリ A に分類するだけでは本質的な解決にはならず、E/S 段階で適切に配慮がなされる仕組み作りが必要。</li> <li>• 9-51(福田委員)E/S 借款による成果物も公開すべき。</li> <li>• 9-47, 54, 56(JJ)E/S 借款であっても、本体事業の規模・特性に鑑みてカテゴリ分類を行う方向で検討。他方、E/S 借款の成果物は相手国に帰属し、また、入札に関連する情報であるため、入札前に公開するのは不適。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9-48(山下委員)E/S 借款後に別のドナーが本体の方につくような場合、E/S 借款によって起こる事象に対して JJ は責任を持ってみていくべき。</li> <li>• 9-49(中山委員)E/S をつけるのは大型案件であるため、一律カテゴリ B とせず、影響に応じるべき。</li> <li>• 9-49(高梨委員)E/S がカテゴリ A に分類されたとき、環境配慮を行う資金を別途援助するなどのスキームが必要。</li> <li>• 9-53(GEF)本体に別ドナーがついたとしても、E/S 借款自体に新 JICA は責任を持ち事前にカテゴリ分類するべき。</li> </ul>
	<p>③ノンプロジェクト借款 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (清水委員)政策借款は、プロジェクトへの支援と比較してその案件数が少ないこと、また、多くが世界銀行等との協調融資であるため、改めて新 JICA のガイドラインにおいてその審査方法について規定する必要がないと考えるが、一概に全てカテゴリ C とするのは適切ではない。</li> <li>• (清水委員)政策借款は、その影響の性質や審査の方法も、通常の案件とは性質が異なることから、通常のカテゴリ A、B、C、FI とは別に、カテゴリ P を設け、カテゴリ P の場合には、必要に応じて、世界銀行やアジア開発銀行等の政策を参照し環境社会配慮面についての審査も実施することが望ましいと考える。</li> <li>• (JJ)政策借款について、政策レベルのアセスメントとしては SEA があるが、義務付けは時期尚早と認識。</li> <li>• 世界銀行では、開発政策借款(DPL)、貧困削減戦略借款(PRSC)については、OP4.01(環境アセスメント)の対象とせず、OP8.60 (開発政策借款)を適用し、環境に重大な影響がありえるかを判断している。ADB では、通常のセーフガード政策を適用し、EIA/IEE は不要としつつも、定性的な影響評価を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9-63(福田委員)政策借款が環境社会配慮面に与える影響を適切に分析しているのか、借入国がポリシー・マトリックスを遵守しているかを外部から確認できるようにするため、関連する主要文書の公開が重要。</li> <li>• 9-65(早水委員)政策が環境社会配慮面に与える影響は、定性的に分析できる。政策段階で分析できなかった事項に関しては、後の段階で分析すれば良い。</li> <li>• 9-59, 60(JJ)政策借款であっても、環境社会面に与える影響に応じてカテゴリ分類を行う方向で検討。環境レビューの方法については、引き続き検討が必要。ポリシー・マトリックスの概要については事前事業評価表で公開しており、それ以上の情報公開に関しては相手国との関係もあるので慎重な検討が必要。</li> </ul>	



	<p>④その他 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (福田委員)事業実施中により上位のカテゴリに変更された場合、TORやS/Wを見直す規定を設けるべき。</li> <li>・ (GEF)M/P・F/S 一体型の調査の場合は、F/S 実施の前の段階における手続き(案件名、カテゴリ分類等の公開)につき、検討すべき。</li> <li>・ (JJ) 現行JICAガイドラインでは、M/P、F/Sそれぞれについて規定がある。開発調査でM/Pの後にF/Sを行う際に、M/Pのカテゴリに対しF/Sのカテゴリが上位となった場合には、必要な場合にS/Wを見直せばよいと考えられる。</li> <li>・ (福田委員)マスタープランにおけるカテゴリ分類の目的とその方法を再検討すべき。</li> <li>・ (JJ) マスタープランで、プロジェクトが明確でないのにプロジェクトを想定するのは現実的でない面がある。具体のご提案を頂き検討したい。</li> <li>・ (第1期)カテゴリ分類の基準を明確にすべき。</li> <li>・ (第1期)M/PとF/Sの一体型調査については、F/S選定案件の前における情報公開を行うべきであるという意見と、両プロセスを分離することにより時間をとられないようなフレキシブルな対応を行うべきであるという指摘あり。</li> <li>・ (第1期)カテゴリ分類の根拠(基本情報及びガイドラインの該当部)を記載すべきである。</li> <li>・ (JJ) 現行JICAガイドラインに基づき、国際約束を締結した段階で、カテゴリ分類及びその根拠を事業概要等とともに公開している。また、現行JBICガイドラインに基づき、スクリーニングを終了したときに、カテゴリ分類及びその根拠をプロジェクト概要等とともに公開している。</li> <li>・ (NGO2) 新 JICAは、協力準備調査の候補案件について、実施決定前に、当該事業について想定される事業概要(国名、場所、概要、セクター、規模など)をもとに 1回目のカテゴリ分類を行う。</li> <li>・ (JJ) 協力準備調査で個別案件形成を行う場合は、ガイドラインが適用される本体事業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討している。</li> <li>・ (小西委員)スクリーニングについても、迅速化が重要な要素である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9-68, 68(福田委員、GEF)協力準備調査の意思決定前にTOR案を30日間公開し意見を受け付けるべき。</li> <li>・ 9-70(JJ)開発援助の迅速化の要請にも配慮すべきであり、調査の意思決定やコンサルタント選定と並行して随時コメントを受け付けることとしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9-67,69 (GEF) カテゴリ分類の公開は、効果的に TOR などの調査設定に外部意見を反映する意味で、協力準備調査の意思決定前になされるべき。また、迅速化のためにも早い段階のパブリックレビューが有効と考える。</li> <li>・ 9-71(福田委員)新 JICA という組織の意思決定の重みを鑑みると、随時コメントを受け付ける案には納得できない。</li> </ul>
5. 環境レビュー	① カテゴリ A 事業における EIA の義務化 (JBIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10-10(清水委員、福田委員)EIA 報告書に社会影響面が含まれているケースがあること、また住民移転計画書に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10-9(GEF)RAP のみでよしとする場合は、事業の必要性を議論できる形</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 現行 JBIC ガイドラインでは、非自発的住民移転だけを理由にカテゴリ A となる事業についても、EIA の実施、EIA 報告書の提出を義務付けている。しかしながら、多くの国では非自発的住民移転に係る検討は EIA の対象項目に含まれず、EIA の実施・確認により配慮を確保することにはならない。</li> <li>• 世界銀行や ADB では、このような事業については、EIA の実施を義務付けていない。</li> </ul>	<p>は主に緩和策が記載されており、社会影響分析が含まれていないケースが多いことから、非自発的住民移転のみを理由にカテゴリ A となる事業について EIA 報告書作成を義務付けない場合、社会影響分析が適切になされているかを確認する必要がある、住民移転計画書を代わりに公開すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-9, 11-5 (GEF) 住民移転の規模が大きいことが原因でカテゴリ A になる事業についても EIA を求める現行ガイドラインの規定を残すべきである。あるいは EIA の社会的側面を強化した社会影響評価 (SIA) を求めることも一案である。</li> <li>• 10-8, 11 (JJ) 環境レビュー時に社会影響評価を確認しており、必要に応じて追加的な対応を求めている。住民移転計画書を公開するかは検討中。</li> </ul>	<p>で住民協議を行えるような措置が必要。</p>
	<p>② カテゴリ FI 事業の環境レビュー (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 現在問題が生じている訳ではないものの、現行 JBIC ガイドラインの書き振りで、具体的な確認内容が必ずしも明確でない。</li> <li>• (JACSES) カテゴリ FI の情報公開方法及びモニタリング方法をガイドラインで規定すべき。</li> <li>• (JJ) カテゴリ FI について、環境レビュー方法の具体化、レビュー結果の公開を (カテゴリ A、B と同様に) 行った上に、更にカテゴリ FI のみに独自の情報公開及びモニタリング方法を規定することが必要か。なお、カテゴリ FI の環境レビュー結果が事業事前評価表に記載されていないものが過去に散見されるが、記載することで既に対応済。</li> <li>• 世界銀行や ADB 等の国際機関もカテゴリ FI を設けており、環境レビューの内容が具体的に記載されている。</li> <li>• (NGO2) 新 JICA は、カテゴリ FI のプロジェクトについて、以下の環境レビューを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- JICA は、金融仲介者等が、案件実施段階で選定・決定されるサブプロジェクトについて、新 JICA ガイドラインの基準に基づくスクリーニングを行う体制を有していることを確認する。</li> <li>- カテゴリ A のサブプロジェクトが想定されない場合には、新 JICA は、金融仲介者等の環境社会配慮に関する体制やこれまでの環境社会配慮上のパフォーマンスを検</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-13 (JJ) (NGO2) の指摘事項については基本的に同様の点を考えており、ガイドラインにおける具体的な記述振りについては検討中。</li> </ul>	

	<p>討し、サブプロジェクトについて新 JICA ガイドラインに基づく環境レビュー、モニタリングが確保されることを確認する。この場合、新 JICA は、カテゴリ A のサブプロジェクトに対して金融仲介者等が支援を行わないこと、およびサブプロジェクトについて適切な環境社会配慮が行われることを、融資契約等を通じて確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カテゴリ A のサブプロジェクトが想定される場合には、金融仲介者等によるカテゴリ A のサブプロジェクトへの支援承認前に、新 JICA が環境レビューを行うことを融資契約等において確保する。この場合、新 JICA は、金融仲介者等が提案するカテゴリ A のサブプロジェクトについて、通常のプロジェクトと同様の環境レビューおよび情報公開を行う。</li> <li>• (JJ) 金融仲介者のスクリーニング体制の確認、各カテゴリ分類に基づいたサブプロジェクトの環境レビュー・モニタリング等の手続き、カテゴリ A のサブプロジェクトを含むか否かの事前確認、等の手続きについて、現状でも必要に応じ実施しているところであるが、ガイドラインの記載について、他カテゴリの記載方法も確認しつつ、検討する。</li> </ul>		
<p>③国際的な基準やグッドプラクティスの参照 (共通)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (小西委員) 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、新 JICA はパイの実施機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要。また、相手国においては法令や手続きが不十分な事も多く、技術協力を活用しかかる法令や手続きの整備が行われる事を期待。</li> <li>• (WWF)グッドプラクティスをベンチマークとする、という原則をサポート。</li> <li>• (WWF) 相手国の環境社会配慮のあり方が十分であるかどうかを新 JICA が定める手法を明確にすることを提案。(独立した外部のエキスパートによる配慮確認、日本の法律が優れている場合には基準は日本のものを使う、独立した外部のエキスパートによるモニタリング、環境社会配慮に関する相手国のキャンペーンの強化)</li> <li>• (JJ) 現行 JICA、JBIC ガイドラインの規定に基づき、プロジェクト実施主体による主体的な環境社会配慮を促し、当該</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-14(清水委員)国際基準と乖離がある場合は、現行 JICA ガイドラインの記述通り、対話を通じて働きかけを行うことを入れるべき。</li> <li>• ?(JJ)現行 JICA は支援も行っているので、「働きかけ」という文言が含まれる。</li> <li>• 10-15(福田委員)本論点はOECDのコモンアプローチが背景にあり、コモンアプローチにおける国際的基準の取扱いについて、2007 年の改訂により、従来の”would be applied”から”expected to meet(遵守することが期待される)”へ適用度合いが強化された。なお、新JBIC、NEXI は、国際的基準の取り扱いを個々に明確化する方向で検討中。具体的にはプロジェクトファイナンス案件にはIFC の Performance Standard、それ以外の案件には世銀 Safeguard Policyを適用させたい意向。(一部欠如、右列参照)</li> <li>• 10-22(JJ)プロジェクトファイナンス案件の主体である民間企業と新 JICA が行う事業は異なることから、IFC Performance Standard を新JICAガイドラインで使用すべきかは要検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-16(福田委員)新 JBIC、NEXI は、国際的基準の取り扱いを個々に明確化する方向で検討中であり、新 JICA でも同様の考え方に沿うべき。</li> </ul>

	<p>国の法令や手続きの遵守を確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)現在も、国際基準、グッドプラクティス等を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて相手国政府等に働きかけを行っている。</li> <li>• (JJ)JBIC の環境レビュー、モニタリング(監理)では、必要に応じ、日本での EIA 実施の経験がある等の外部専門家を活用している。</li> </ul>		
	<p>④その他 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (HRN) プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度を確認すべき。</li> <li>• (第1期)ガイドライン 1.4、2.6.3、2.7.1 に関し、要件に解釈の違いが生じる点を整理すべき。</li> <li>• (JJ) 現行ガイドラインの実施において、要件を満たしているかを確認している。JICA ガイドライン 1.4、2.6.3、2.7.1 に関しては、要件の解釈の違いが生じるとは認識していない。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (第1期)相手国の環境アセスメント手続きとの関係を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-17(FOE)社会配慮確認の基準を明確にすべきであり、労働基本原則、人権宣言の批准状況、宣言のコンプライアンス等の確認を GL に含めるべき。</li> <li>• 10-18(JJ)必ずしもこれら宣言等のコンプライアンス状況につき確認は行っていないが、実施機関の社会配慮体制等から総合的に判断。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-19(吉田副座長)新 JICA で増えることが見込まれるセクターローンに関してガイドラインで規定を設けるべき。</li> </ul>
6. モニタリング	<p>① モニタリングに係る用語の整理 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 現在問題が生じている訳ではないものの、「モニタリング」は、相手国政府等が実施するものと JICA・JBIC が行うもので同じ用語を用いているため、誤解を招きやすい。</li> <li>• 世界銀行では、相手国政府等が実施する「モニタリング」と世界銀行が実施する「監理(supervision)」とが明確に区別されている。(ADB 等、他の国際機関では区別していない。)</li> </ul>		
	<p>②カテゴリ A 事業を中心としたモニタリング(監理)の強化 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)モニタリング(JBIC による監理)については既に現行 JBIC ガイドラインに明記されているが、必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある。</li> <li>• 住民移転等に係る実施段階での環境社会配慮確認(監理)の重要性については、ADB 等の国際機関においても認識が高まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-32(福田委員、清水委員) 具体的な GL 改訂の方向性を示すべき。</li> <li>• 10-30, 33(JJ) 具体的な文言は、GL 案を提示する際に示す。カテゴリ A 案件については、メリハリをつけて案件監理に関与していく必要あり。</li> </ul>	

	<p>③その他 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO2) 案件の実施段階において、プロジェクトに重大な変更が生じた場合、変更後の事業につき、カテゴリ分類および新たなカテゴリ分類に応じた環境レビューを行う。このカテゴリ分類および環境レビューは、案件審査に準じた手続きで行う。新 JICA は、変更の概要および変更後のカテゴリ分類結果を公開する。また、変更後のプロジェクトに関する主要な環境社会配慮に関する文書を入手後速やかに公開する。</li> <li>• (JJ) 新 JICA では、現行 JBIC 同様、プロジェクトの内容に環境社会面への影響を含む変更がある場合、その変更の環境社会面への影響度合いを確認しつつ、必要に応じてカテゴリ分類を見直し、環境ガイドラインで求められている要件を満たすことを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-19(吉田副座長)セクターローンの場合、2~3 件の典型的なサブプロジェクトの環境社会配慮状況を確認した後、残りのサブプロジェクトの選定を相手国政府に委ねることが多いため、環境社会配慮面で影響の大きい案件が選定される場合あり。</li> <li>• 10-20(JJ)ご指摘の点を避けるため、カテゴリ A のサブプロジェクトが選定される可能性の有無につき審査時に確認しており、必要に応じて、実施機関の環境社会配慮面の能力強化も行なっている。四半期毎に提出されるプログレスレポート、実施機関との協議等を通じて、案件監理を実施している。</li> <li>• 10-23(堀田委員)F/S 段階で提案された実施体制、モニタリング段階で発見された改善点につき、相手国政府からのコミットメントの確保方法を検討すべき。</li> <li>• 10-25, 27(JJ) 基本的には、相手国政府との協議を通じて要求。進展が見られない場合、円借款については最終手段として、借款契約に基づき救済措置を行使することもある。借款契約(L/A) 及びその付属文書には、環境社会配慮面で実施機関が取るべき措置、又それに違反した場合の対応措置に関する記載有り。</li> <li>• 10-24(堀田委員)モニタリングは、相手国が実施するもの、JICA が実施するものがある。誰がどのように行うのかについて、新ガイドライン中にどこまで盛り込むのか検討が必要。また、モニタリングにおいては、事業が開始するまでの期間でモニタリングが実施されない空白期間が生じるので、この期間の対応についても検討が必要。</li> <li>• 10-28(吉田副座長)環境社会配慮面で問題が生じた場合、迅速に対応できる資金や制度が無い場合、個別案件の予備費の活用や、案件横断的な Social Environmental Emergency Fundなどを設立しては如何。</li> <li>• 10-30(JJ)技術協力、予備費の活用等、問題解決のために支援することは可能だが、Fund の設立については現実的ではなく、また問題解決の責任主体は相手国政府である。</li> <li>• 7-6, 10-35(福田委員、GEF)事業計画に重大な変更があった場合、スクリーニング、情報公開、環境レビュー等の手続きを改めて実施すべき。</li> <li>• 10-36(JJ)事業計画に重大な変更が生じた場合、円借款基本約定(G.T.C)に基づき、借入人は JBIC から同意を得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7-6(福田委員)モニタリングに関して、プロジェクトに道路ルート変更や事業サイトの変更など重大な変更があった場合は環境アセスメントや住民移転計画などを新 JICA 側でレビューしなおすという手続きを設けるべき。</li> <li>• 10-23(堀田委員)実施期間中の監理の一環として、エクスターナル・モニタリングを主体的に行うこととする内容を含めるべき。</li> <li>• 10-37(福田委員)再スクリーニング後にカテゴリ A となった場合は、ガイドライン本則に戻って情報公開をきちんと日本側ですべき。</li> <li>• 10-38(千吉良委員・原科座長)重大な変更が生じた場合の手続きをガイドラインで明確化すべきである。</li> <li>• 10-39(GEF・吉田副座長)巨大な追加事業がある場合はプロジェクト全体のスコープの視点から再検討を行うと言う文言を入れるべき。</li> </ul>
--	--	---	--

		る必要があり、JBIC は同意に際し、環境レビュー等も含め再審査を必要に応じ実施している。	
7. フォローアップ	(JICA) <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 現行 JICA ガイドラインのフォローアップについては新 JICA においては状況の変化がある。また、日本の無償資金協力、有償資金協力の場合を除き、相手国の事業化の状況を把握することは必ずしも容易ではない。</li> <li>• (第 1 期) フォローアップについても第三者機関が関与すべき。</li> <li>• (第 1 期) 環境アセスメントや住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのように反映されたか検証が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-44 (JJ) 全ての案件に対して同じようなレベルのフォローアップを行うことは投入量の観点からも困難。</li> <li>• 10-44, 45 (清水委員) フォローアップは、開発調査がどの程度事業化されたのか、相手国政府にて適切に環境社会配慮面のフォローがなされているのか把握するために必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-43 (福田委員) 新 JICA が技術協力の一環として行う調査に関しては、現ガイドラインで設けられているフォローアップの規定をスライドさせることも考えられる。</li> <li>• 10-45 (清水委員) 相手側に報告させてこちらがチェックする体制を整えるなど、フォローアップの方法はあると考える。</li> </ul>
8. 意思決定	① 環境レビュー結果の意思決定への反映 (JBIC) <ul style="list-style-type: none"> <li>• (WWF) 適切な環境配慮がなされない場合に、融資を実施するかしないかの判断を新 JICA が行うプロセスを明確にすることを提案。又、判断した理由を公開することも提案。</li> <li>• (JJ) JBIC の環境レビュー結果は、全案件既に公表しており、環境社会配慮確認に係る本行の判断が記されている。</li> </ul> (共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO2) 新 JICA は無償資金協力案件の採択にあたっても、環境レビュー結果を踏まえ、新 JICA としての意思決定を行う。その結果を日本政府へ伝達する。</li> <li>• (JJ) 新 JICA は、日本政府の無償資金協力案件の検討にあたり、環境社会配慮面を含め、新 JICA の検討結果を日本政府に報告する予定である。</li> <li>• (NGO2) 新 JICA は、環境レビュー結果を踏まえ、以下につき融資契約 (L/A)、贈与契約 (G/A) またはその付属文書に盛り込むものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住民移転計画最終版の提出やモニタリングの実施、モニタリング報告書の提出など、環境社会配慮上、実施機関がとるべき措置。</li> <li>2) 1) に違反した場合、新 JICA がとることができる協力の停止・中止などの措置。</li> </ol> </li> <li>• (JJ) 新 JICA における融資契約及びその付属文書には、環境社会配慮面で実施機関が取るべき措置、又それを満たさない場合の対応措置を盛り込む予定。ただし、住民移転計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10-47, 49 (福田委員) 新 JICA は無償の実施を担うため、実施の責任は新 JICA が持つべきで、円借款の L/A 同様に、無償の G/A にも支援の停止・中止を新 JICA 独自の判断で可能とする条項を記載すべき。</li> <li>• 10-53 (北村委員) G/A の書き振りは検討中ではあるが、供与の是非は政府が決める事項であり、JICA 独自の判断で国と国との合意を完全に停止することはできない。</li> <li>• 10-53 (原科座長、吉田副座長) 停止は無理でも、牽制できるような手立てを検討すべき。</li> </ul>	10-46 (福田委員) 新 JICA はこれまでの一般無償のそれなりの割合を担当することになる。審査についても現在の円借款のやり方と同じような主体的なやり方をとる。

	画やモニタリング報告書の提出まで対応措置の対象とすることは慎重な検討が必要。贈与契約の内容については、検討中である。		
	<p>②JICAによる意思決定 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(JJ) 開発ニーズの把握が適切か否かは環境社会配慮面のみから必ずしも判断されるものではない。また、「事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合」は、想定することが難しい。</li> <li>(小西委員) 当然の事項を並べているだけなので、新ガイドラインには記載不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-58(JJ) 想定しにくい例であり、基準として記載するか否かにつき検討する必要がある</li> <li>10-62(原科座長、GEF) 想定できる範囲のケースが網羅的に記述されているため、修正する必要はない。現ガイドラインで記載することになった経緯を確認する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-59(福田委員) 開発ニーズがきちんと把握されている点は、適切な環境社会配慮の一要素である。</li> <li>10-60(苑原) 環境社会配慮を確保できないと判断する場合を例示することは、例外が生じる恐れがあるため不適切。</li> <li>10-61(GEF 満田) 開発ニーズは代替案検討の中でゼロオプションとして検討することは適切。</li> </ul>
9. 緊急時の措置	<p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(福田委員) 踏むべき手続きを新ガイドラインに明記すると同時に、審査会による助言の内容を明確化すべき。カテゴリ A 案件については、緊急時の措置の対象外とすべき。</li> <li>(JJ) ガイドライン上の手続きどおりにならない場合を想定しているので、その際に何が適切かの検討を行うことになる。</li> <li>(第1期) 緊急時の措置について、その文言からはいかなる手続きがなされるのかよく分からないので、整理すべき。</li> <li>世界銀行では、Emergency Recovery Projects の場合、ADB では、Emergency Assistance Loans の場合について、規定がある。</li> <li>(中山委員) 原形に復旧する場合で、住民移転を伴わないような災害復旧工事は緊急避難として環境アセスメントの手続きを省略するケースもありうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-62、16-5(福田委員) ガイドラインどおりにできない場合のケースを整理すべき。</li> <li>10-63(JJ) 手続きが具体化してから整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-63(高橋委員) 緊急時か否かの判断主体が明らかな形で提案してほしい。</li> <li>11-4(中山委員) 復旧工事の場合も何らかのアセスメントが必要である。</li> <li>16-5(福田委員) 緊急時においては、何を省略するのかというのはガイドラインに明記した方がよい。</li> <li>16-7(原科座長) 審査について、資金協力は省略せず、技協の場合は緊急時の措置を取り得る。</li> <li>16-8(福田委員) ガイドラインの普通のフローがまとまった段階でもう一度議論すべき。</li> </ul>
10. 戦略的環境アセスメント(SEA)の取り扱い	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(JJ) 現行 JICA ガイドラインでは、左記の規定があるのに対し、現行 JBIC ガイドラインには規定がない。</li> <li>(WWF) できる限り SEA 手続きを遵守することを提案。</li> <li>SEA については、2006年にDAC(開発援助委員会)でグッド・プラクティス・ガイダンスが、2007年に我が国で導入ガイドラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-64(高梨委員) SEA として十分という水準が明確でないで、これまで行われた SEA を含んだ案件のレビューを行っていただきたい。</li> <li>10-66(中川氏: 早水委員代理) SEA は日本でも普及していないので、SEA の義務付けは慎重な検討が必要。</li> <li>10-66(原科座長) SEA を巡る国際潮流を踏まえ、義務付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-66 早見委員ではなく、小林委員</li> </ul>

	<p>インが、それぞれ作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界銀行等では一部の事業でSEAが実施されているが(通常世銀による資金負担)、SEAの実施を義務付けている国際機関、二国間機関は存在しない。</li> </ul>	<p>けは困難で国毎の事情を勘案する必要はあるものの、ODAにて率先して推進すべき。</p>	
11. 情報公開	<p>① 主要な文書の公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)新 JICA は、環境社会配慮に関する主要な文書(環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含む)を入手後速やかに公開すべき。公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含む。</li> <li>(清水委員)政策借款関連の主要文書を公開すべき。</li> <li>(小西委員)情報公開においては、商業上の守秘義務も考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容・手順を確保することも重要。</li> <li>(JJ)環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、新 JICA はそれを確認する立場。従って、環境社会配慮の一環としての情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うもの。</li> <li>(JJ)現状では、JBIC としての説明責任を果たすとの観点から、左記のガイドライン規定に基づき、環境アセスメント(EIA)報告書の入手状況をウェブサイトに掲載の上、同報告書(言語は当該国で承認を受けたもの)を公開している。</li> <li>(JJ)住民移転計画や先住民族への配慮に関する計画等は、EIA 報告書に比べ法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。</li> <li>(JJ)EIA 報告書の翻訳版の公開に当たっては、翻訳の妥当性・適切性については新 JICA として責任を負うことは困難。</li> <li>世界銀行、ADB では、EIA 報告書(ADB はサマリー版のみ)、住民移転計画、先住民族(開発)計画をそれぞれ英語で自ら公開。EBRD の新政策案では、EIA 報告書の公開のみを規定している。</li> <li>二国間機関である KfW や AFD には公開の規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-10, 13(JJ)住民移転計画書、先住民族への配慮に関する文書については、記載内容や作成の義務づけ、公開について制度化されていない国も多いところから、一律公開を義務づけることは困難。現地で公開されている場合は、新 JICA でも公開したい。</li> <li>11-14(原科座長)相手国政府に対し、透明性の原則を示すべき。</li> <li>11-11, 17(JJ)翻訳版のレベルは様々であるため、一律公開することは困難。事業のオーナーシップを勘案すると、こちらで訳したものを先方の承諾なしに公開するわけにはいかない。</li> <li>11-18(福田委員、GEF)JBIC は翻訳版を用いて環境レビューを行っているため、JBIC が参照した翻訳版を見ないと環境レビューに対し意見できない。</li> <li>11-19(福田委員)翻訳版のクオリティが低くとも、文章そのものを公開すべき。</li> <li>11-23(JJ)政策借款は、今後の借入国のアクションについて約束し借款を供与するものであり、通常のプロジェクトとは異なるため、関連文書は公開にはそぐわない。</li> <li>11-25(原科座長、吉田副座長)SEA レベルの話であり、プロジェクトの話とは異なるものの、環境社会配慮面についてどのような注意をすべきという点については検討されているはずであり、そこについては公開していくべき。</li> <li>11-23, 24(清水委員)政策レベルでも何らかの環境影響評価は行うべき。気候変動対策借款は今後も進んでいくものと思われる。今後は考えを変えていくべき。</li> <li>11-24(清水委員)政策借款にパイロット事業が含まれている場合は、パイロット事業の環境社会配慮に関する文書を公開すべき。</li> <li>11-24(JJ)政策借款の場合、政策合意がなされればワンショットで融資が実行される。政策の実施についてはモニタリングを実施し、次の融資はその実施状況に応じて出すことになる。融資した資金は一般財政に充当され、プロジェクトに直接的には繋がっていないため、何に使われているのか極論すれば確認できない点で通常のプロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-15(GEF)RAP などの主要文書は、現地国でも公開するようにガイドライン上で規定すべき。</li> <li>11-20(原科座長)ポイントを絞った翻訳版は、原文、翻訳に加えてプラスアルファとして公開してはどうか。</li> <li>11-27(原科座長)限定的に外部専門家がチェックするなどの形で、審査会的機能をかませるべき。</li> </ul>



		<p>トとは異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11-27(原科座長)政策借款でも、第3者がチェックを行える体制を構築すべき。</li> <li>11-27(JJ)インドネシアの気候変動対策ローンのケースでは、環境専門家によるチームを All Japan として派遣予定であり、更なる第3者チェックの必要性はない。</li> <li>11-25(吉田副座長)政策借款は、その内容が政治的に微妙なものもあり、これを情報公開することは、内政干渉となり得る場合があるので注意が必要。</li> </ul>	
	<p>② 契約締結後の情報公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)新 JICA は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべき。また、環境レビュー結果に、(a) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(b) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC の評価、を記載すべき。</li> <li>(JJ)現在、JBIC では、効果的かつ効率的に円借款事業を実施するとともに十分な説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを目的として、平成 13 年 4 月 1 日以降に審査(アプレイザル)が実施される全ての円借款事業を対象として事前評価を実施し、借款契約締結後に速やかに「事業事前評価表」の一部として環境審査結果を公表している。</li> <li>世界銀行では Project Appraisal Document を、ADB は Report and Recommendation of the President(RRP) の一部として環境審査結果を公表している。</li> <li>二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-29(GEF)世銀、ADB と比して、JBIC の環境レビュー結果の情報公開量は少ない。世銀 ISDS 等も踏まえつつ公開範囲の拡大を検討すべき。既存の内部資料が公開できないのであれば、具体的な対策を提示してもらう必要がある。</li> <li>11-36, 37(清水委員、福田委員)JBIC の事業事前評価表には国際基準との比較結果に関する記述が無いので、これらが見える書き振りが必要。</li> <li>11-32(千吉良委員)民間金融機関の立場からすると、<u>審査結果を公開することはない。開発主体にとって情報管理は一つのリスク・マネージメントであり、先方政府が公開されたくない情報を新JICAが一方的に公開することのリスクは大きい。</u> <b>【書きぶり?】</b></li> <li>11-33(JJ)相手国との信頼関係に基づき情報を入手している。入手した情報を全て公開するとなると、相手国から必要な情報を、タイムリーに入手できず、十分な審査ができなくなる恐れがある。但し、カテゴリ A の環境レビュー結果については、公開内容を充実させる方向で検討したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-31(GEF)環境審査結果あるいは環境チェックリストそのもの、借入人と合意した環境社会配慮上の対策、ステークホルダーからの意見への対応を公開すべき。</li> <li>11-34(JACSES 田辺)EIA のプラスアルファで行った質疑応答などのやり取りも事前評価表の中で説明する必要がある。</li> <li>11-35(GEF)配慮の根拠として内部資料の公開はコスト面でも低くて良いと思う。</li> </ul>
	<p>③ モニタリング報告書の公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また新 JICA が自ら行うモニタリング結果を公開すべき。</li> <li>(JJ)モニタリングの主体はプロジェクト実施主体である相手国政府等であり、新 JICA はプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう促すことが適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-38(清水委員)相手国のモニタリング報告書を公開することで、新 JICA のモニタリング能力が強化される。また、新 JICA 自身のモニタリング報告書も公開すべき。世銀は ISDS に大きな変更が生じた場合、変更点を公開している。</li> <li>11-40(JJ)モニタリング項目が達成されない場合、JBIC は相手国に改善を求めており、その過程において報告書が公開されてしまうと、原因追及や対策を取れなくなる可能性がある。現場レベルで、どの程度まで情報公開でき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-42(清水委員)世銀のように、大きな変更や問題があった場合等については公開するという方向はどうか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際機関、二国間機関のなかで、ドナーによるモニタリング報告書の公開を規定しているのは ADB のみ。世銀は自由・率直な情報交換が妨げられるおそれ、検討過程の秘匿性を守る必要性を理由に、公開していない。</li> </ul>	<p>るか検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11-41(原科座長)早い対応と公にすることは別議論。問題等がある場合は日本ではすぐに公開しており、時間が経てば経つほど公開されないリスクがある。早めの公開を検討してほしい。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開方法 (JBIC)</li> <li>(NGO)環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載すると同時に、本部及び事業実施国における新 JICA の現地事務所(現地事務所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館)において、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開するべきである。また、当該事業により影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきである。</li> <li>(JJ)新 JICA にて公開対象となる環境社会配慮に関する主要な文書は、プロジェクトが実施されている国でも公開、コピーの取得を原則として要求しており、地域住民や現地 NGO は入手可能な状況にあると思われる。</li> <li>(JJ)文書の写しを交付・送付するには費用がかかることから、一律無償で行うことが適当か？(情報公開請求制度でも実費の請求は行っている。)</li> <li>(JJ)現在 JBIC では本店の広報センターで公開を行っているが、アクセスの改善を図る必要があるか。</li> <li>世界銀行では、レポートを情報センターで公開すると共に、ウェブサイトにも掲載。ADB では、サマリー版のウェブサイト掲載のみを行っている。</li> <li>(共通)(福田委員)新 JICA は、案件情報データベースを整備し、この中で環境社会配慮関連情報を整備すべき。</li> <li>(JJ)ウェブサイトでの情報公開は、外部の方が必要な情報を探しやすいように行うことを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-43, 44(JJ)ウェブサイトについては、HP の容量等あり、技術的にどこまで可能か検討が必要。また無償で交付することによる経費負担も考慮する必要あり。</li> <li>11-45(福田委員)無償配布の対象に影響住民のみにすることであれば検討可能。世銀、ADB は途上国からの要請については無償で配布している。</li> <li>11-49(GEF)一義的には相手国政府が公開すべきだが、公開されなかった場合は、新 JICA として何らかの対応をとるべき。</li> <li>11-46(千吉良委員)日本国民の税金を使って無償でコピーするのは避けて欲しい。受益者負担とするのが原則であるべき。</li> <li>11-46, 49(吉田副座長)円借款は途上国にとって公共事業。途上国の住民は、誰が実施主体かを考えるべき。全てを無償にすることは自助努力を損なうことになりかねない。原則は実施主体がすべき。情報公開について何らかの問題が生じた場合は、新 JICA が相手国に対して公開の支援や公開を促すことがあるべき姿。</li> <li>11-49, 50(JJ)実施主体である相手国が現地住民に情報を公開し対話を行うべきであり、新 JICA が直接現地住民に情報提供しても最終的な解決にはならない。まずは、公開するよう相手国政府を促したい。また、現行ガイドライン適用案件では、EIA は承認かつ公開が必須であり、環境レビュー時に公開状況につき確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-48(清水委員)技術的にウェブ公開できないような大型案件などで、情報へのタイムリーなアクセスができない場合は、無償交付が重要。</li> <li>11-52(福田委員)ウェブ上での公開を行う場合に、プロジェクトごとに情報をまとめるなどの工夫をしてほしい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境レビュー前の情報公開 (JBIC)</li> <li>(NGO)新 JICA は、現在 JBIC が海外経済協力業務の一環として行っている有償資金協力促進調査(SAF)、ないしこれに代わる協力準備調査等の報告書を公開すべき。カテゴリ A・B のプロジェクトに関する SAF については、インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートも公開し、ステークホルダーとの協議を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-57(福田委員)協力準備調査の報告書は公開されるのか。SAPROF の多くは F/S の補完であり、環境面での補完も行っているため、SAPROF での提言がどう反映されたかを検証するためにも公開は必要。</li> <li>11-56(中山委員)SAPROF の報告書を公開しなくとも環境の面で不利益が生じたという話は聞いたことがないため、わざわざ公開はしなくてもいい。また、B/D 報告書はほとんどが設計の内容であり、入札等を考慮すると作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-54(福田委員)現在無償の場合に公開されている事前調査が、新 JICA では有償だからという理由で公開されないことはよくわからない。</li> <li>11-59(福田委員)SAPROF の報告書の中でも提言の部分が非常にかぎとなるため、公開してほしい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)現状、JBIC では、SAF の報告書には公開しないことを前提に相手国政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報等が含まれるため、公開していない。統合後作成される報告書については取扱いを検討する。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)現在 JICA では、入札関係の情報を含むため一部の調査報告書を作成後速やかに公開していない場合がある。</li> <li>• (福田委員)新 JICA は、基本設計調査・詳細設計調査の報告書を完成後速やかに公開すべき。入札関連情報が含まれるため公開が困難な場合には、入札に関連する部分を取り除くなど、速やかな公開のために必要な措置を講じるべき。</li> <li>• (福田委員)全ての情報公開を日英両言語で行うことを明記すべき。</li> <li>• (JJ)全ての情報公開を日英両言語に指定する必要があるか。</li> </ul> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (福田委員)新 JICA は、全ての要請案件について、カテゴリ分類後速やかに案件情報を公開すべき。要請段階情報公開には、カテゴリ分類とその根拠を含めるべき。</li> <li>• (JJ)有償資金協力については、現行 JBIC ガイドラインの規定に則り、カテゴリ分類後速やかに案件概要、カテゴリ分類及びその根拠を公開している。現行 JICA ガイドラインでは、カテゴリ A に分類された要請案件は、事業実施国、実施地域、事業概要を公開し、国際約束を締結した段階で、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠等を公開している。</li> </ul>	<p>後まもなくの公開は難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 11-54(JJ)現行 JICA は技術協力として調査を行っており、報告書は技術協力の成果物であるが、協力準備調査は直後に本体事業の審査を控えている点で大きく異なる。現行 SAPROF は公開されない情報も含めて収集、分析しており、公開を前提とすると審査に必要な情報が十分に収集できない恐れがある。係る性格をもつ協力準備調査の公開については慎重に検討する必要がある。</li> <li>• 11-61, 66(福田委員)JICA は英語のみでカテゴリ分類等の情報を提供しているが、日本国民に情報提供する観点から、基本的な案件情報は日本語でも提供すべき。JBIC は日英で公開している。</li> <li>• 11-62(福田委員)現在の JICA のガイドラインにおいては、カテゴリ A の案件のみについて情報公開されているが、新 JICA においては、全ての要請案件のカテゴリ分類を公開すべき。</li> <li>• 11-62(JJ)多くの要請案件の中で、最初から検討の対象にならないものもあり、全てを公開する必要はない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 初期段階での情報公開に関する枠組み合意</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。</li> <li>• (福田委員)情報公開を担保するための枠組みについて、相手国政府と協議・合意するタイミングを再検討すべき。</li> </ul>		

<p><b>12.ステークホルダーとの協議等</b></p>	<p>①ステークホルダー分析 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない。</li> <li>• (JJ)JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議の実施の確認に当たっては、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認している。また、確認においては、相手国政府等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用している。</li> <li>• 世界銀行、ADB 等の国際機関は、ステークホルダー分析については明示していない。</li> <li>• 二国間援助機関である KfW や AFD にも関連する規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-6 (GEF) 事業により直接的、間接的に影響を受ける人、及びその地域の社会的・文化的特性を把握すべき。また、詳細設計の際に計画変更が行われた際には、新たに生じた被影響住民への説明も必要。更に、これら背景に基づき、ステークホルダーとの協議の開催について、日時、周知方法、説明内容等の検討が重要。</li> <li>• 12-7 (JJ) 基本的には同じ考え方であり、環境レビューの際には RAP 等の情報に基づき注意深く確認を行うと共に、改善に向けて日々努力しているところ。</li> </ul>	
	<p>②ステークホルダーからの意見への対応 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)新 JICA は、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する新 JICA の評価について回答するなど、適切な対応を取るべき。(新 JICA 自身による当該ステークホルダーへの説明責任を適切に果たすべき。)</li> <li>• (JJ)JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議の実施の確認に当たっては、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認している。また、確認においては、相手国政府等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用している。事業実施前、実施中を問わず、外部の方々から具体的な指摘や懸念の表明をいただいた場合は、相手国政府・実施機関に直ちに伝達すると共に、適切な対応を促している。併せて、意見等をいただいた外部の方々に対しても必要な回答を行っているとして理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-9, 12 (JACSES、GEF、FOE)JBIC ガイドラインには、「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」とあるが、実際は「レターを受領した。」と回答しているのみで問題には触れていない。記載されている内容について JBIC としての評価を回答すべきであり、その旨ガイドラインにも記載すべき。</li> <li>• 12-9 (JJ) 事業の実施主体は相手国政府であり、中長期的に事態を解決するには実施機関が主体性を持つ必要がある。JBIC としても基本的には意見に対し回答すべきだが、実施機関が情報提供者と異なる事実認識を持っていた場合は、まずは実施機関に対話を促している。具体的なガイドラインの記載振りについては検討する。</li> <li>• 12-15 (中山委員) 事業の実施主体は実施機関であり、ガイドラインの記載振りは現状のままで良い。</li> <li>• 12-16 (福田委員) 相手国主体の事業であっても、外部から意見を受けながらも JBIC として融資判断した理由の説明責任を果たすべき。</li> <li>• 12-17 (JJ) 事前事業評価表の環境レビュー結果に関する記載内容を充実させ、審査途中に頂戴した意見への対応結果についても盛り込む方向で検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-13 (原科座長) 情報を受け取った後のフォローをしっかりとすべき。情報を実施者に伝え、数ヶ月たってどうなったかを情報提供者に伝えるなどすべき。</li> <li>• 12-14 (GEF) 環境レビュー中に受け取った意見は特に重視すべき。情報提供者は実施機関との会話がうまくいかなかったなどの後の最終手段として JBIC にレターを出す。</li> </ul>

	<p>③ 地域住民等との協議 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) ステークホルダー協議の方法について、会議形式以外の手法の方が適切な場合もある。</li> <li>・ (JJ)計画の初期段階から情報公開を含むステークホルダー協議を実施することに対して、不法占有者の急増、土地の買占めや土地価格の高騰等負の社会影響を及ぼす可能性があることから相手国政府が難色を示すケースがある。</li> </ul> <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO)新 JICA は、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行なわれた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する。</li> <li>・ (JJ)現状、JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて確認している。協議の適切な実施が確認できない場合には、追加協議の開催等を働きかけている。</li> <li>・ (HRN)言論の自由、集会の自由及び知る権利が実質的に保障されていることが確認されなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12-24, 28(FOE、HRN)住民協議の形骸化を防ぐため、地域住民等との協議に際し、開催時期、開催場所、発言機会、議事運営方法、意見への対応等が適切であったか確認すべき。</li> <li>・ 12-25, 26(JJ)JBIC は、議事録やヒアリング等を通じて、ステークホルダー協議の参加者、場所、内容も確認している。万が一合意形成プロセスが不十分である場合、期限を区切って相手国政府にガイドライン上必要な対応を追加で求めている。ただし、NGO 提言にある「現地の言論の自由の保障状況」等は、客観的に判断することが難しいことから、ガイドラインでの書きぶりを工夫する必要あり。</li> <li>・ 12-27(堀田委員)議事録内の記録が整理されていない、要約しすぎてしまい議論が分からないケースがあるので、当時の質問、対応等を正確に系統的に記録することによりシステマティックなフォローが可能となるので、系統的に整理されるべき。</li> </ul>	
	<p>④ 初期段階でのステークホルダー協議を行うための枠組み合意 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。</li> <li>・ (福田委員)現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議・合意するタイミングを再検討すべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15-64(福田委員:NGO 提言)協力準備調査の個別案件に関する部分は、その最終報告書案に関する「相手国が行うステークホルダー協議」を支援してはどうか。</li> </ul>

	<p>⑤ その他 (JICA)</p> <p>① (福田委員)カテゴリ B 案件におけるステークホルダー協議の必要性について、審査の対象とすべき。</p> <p>② (JJ)JICA ガイドラインでは、カテゴリ B 案件について、必要に応じて現地ステークホルダーとの協議を行うこととしているが、これは相手国及び JICA 担当部署の判断によるものとしている。</p>		
<p><b>13. 環境社会配慮の項目</b></p>	<p>② 項目 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。</li> <li>• 世界銀行、ADB は、影響項目をあまり個別具体的には示していない。</li> <li>• (HRN)プロジェクトに伴う労働状況(労働における基本原則及び権利の保障)を確認すべき。</li> </ul> <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (WWF)自然環境のモニタリングは、貴重種に対する影響のみに限られている。ミレニアムエコシステムアセスメント(2005年)で使われたフレームワークを、このモニタリング項目を決定する際のガイドとして使用することを提案。</li> <li>• (JJ)現行 JBIC ガイドラインには貴重種のみが記されているが、準絶滅危惧種等の希少種への影響、対策も確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-40(HRN)ILO 宣言を尊重し、労働環境に関する項目をガイドラインに追加すべき。</li> <li>• 12-41(中山委員)事業の実施主体にもよるが、本体事業の入札条件に「労働環境の確保」が加わっても対応可能。</li> <li>• 12-43(JJ)どのようにガイドラインに記載するかは難しいところだが、労働環境については重要と認識しており、実際には環境レビューの際に確認しているので、更なる対応について検討したい。ミレニアム・エコシステム・アセスメントの考え方については理解するが、幅広い概念であり実務的に対応することは難しい。現在、貴重種への影響に留まらず、必要に応じ地域の生態系レベルまで広げた環境社会配慮の確認を行っている。JBIC ガイドラインに含まれ JICA ガイドラインに含まれていない「景観」については、新 JICA ガイドラインにおいて含める方向で検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-44(清水委員)JBIC のガイドラインの検討項目として入っている景観を、新 JICA の項目にも入れるべき。</li> <li>• 12-52(原科座長)なるべく広めに書いた現行のガイドラインの踏襲が望ましい。</li> </ul>
	<p>②地球温暖化への配慮 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)現行 JICA ガイドラインには、環境社会配慮の項目として「地球温暖化」が明示されているが、現行 JBIC ガイドラインには明示されていない。</li> <li>• 我が国の EIA の対象項目としても明示されている。</li> <li>• 世界銀行は考慮すべき地球規模の環境影響として気候変動を明示している。ADB は現行政策では言及していない。EBRD は新政策案において、年間 10 万トン以上の CO<sub>2</sub> を排出する事業の定量化、モニタリングを求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-45(JJ)ガイドラインに明示する方向で検討するが、参照値が無いため他の項目と同様の扱いをするのは難しい。</li> <li>• 12-46(GEF)地球温暖化について記載すべきであるが、どのように担当者が案件において具体的に実施していくかは、検討すべき事項である。運用面に関して、IFC、EBRD 等のグッドプラクティスを参照すべき。</li> <li>• 12-46(小林委員代理 中川氏)日本の EIA 法では、GHG を廃棄物同様の「可能な限り排出を提言すべき汚染物質」という位置づけで取り扱っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-46(GEF)温暖化に資すると考えられる事業であっても環境社会配慮をどうやって見ていくか、大規模な土地利用変換あるいは森林の減少などを伴うプロジェクト等は、温暖化に資すると思われる事業でも慎重に土地利用変換分のストックの消失を見ていくべき。</li> </ul>

	<p>③予測・評価が困難であると思われる項目 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)以下の項目については予測、評価の困難性、または他の影響項目でカバーされると考えられることから、具体的な調査計画の策定や調査の実施に関し困難な面が見られた。</li> <li>• a) 非自発的住民移転以外の人口移動、b) 雇用や生計手段以外の地域経済、c) 土地利用や地域資源利用、d) 社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、e) 既存の社会インフラや社会サービス、f) 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、g) 地域における利害の対立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-48(JJ)左記 a)~g)は予測・評価が困難であるため、ガイドラインから削除したい。</li> <li>• 12-48(清水委員)予測・評価が困難である点は、JICA 運用実態調査で言及されておらず、現行 JICA 調査において実際に予測・評価しているケースもあるため、削除したいとする根拠が不明。</li> <li>• 12-49(福田委員)スコーピング時に、事業の特性に応じて配慮すべき項目絞り込めば良いので、ガイドラインから削除する必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15-36(HRN)プロジェクトで収益が発生した場合に国家の歳入としてどうなっているのか、地域の人権保障・貧困削減、あるいは汚職防止の観点から見ていく必要がある。</li> <li>• 15-36(高梨委員)プロジェクトの財務性は F/S の中で触れることもあり、環境社会配慮の中でうたうのは現実的に疑問。</li> </ul>
	<p>④派生的・二次的・累積的な影響 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)派生的・二次的・累積的な影響は曖昧な検討にならざるを得ない。特にライフサイクルにわたる影響については、予測・評価は困難な面が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12-51(高梨委員)調査には予算的、時間的制約があるので、累積的な影響分析を調査 TOR に含める場合は、その影響を何処まで深掘するか予め検討しておくべき。</li> <li>• 12-51, 52(原科座長)累積的な影響分析は、世界的潮流に鑑み SEA の観点からも重要である。ただし、予算的、時間的制約もあるので、スコーピング時に合理的な期間、範囲等につき十分に検討を行い、その範囲内で分析を行うことが現実的。</li> </ul>	
<p>14. 人権への配慮</p>	<p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)人権基準の尊重、人権の状況の把握という点について、協力事業を実施する際に具体的に何を行うのか分かりにくい。また、人権の状況とプロジェクトの関係は把握しにくいことから、人権全体として扱うのは難しい面がある。先住民、ジェンダー、子どもの権利等に係る影響については、各協力事業において個別に検討することは可能である。</li> <li>• (HRN)相手国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況を把握すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15-35(HRN)新ガイドラインにおいても、現 JICAガイドラインの内容を踏襲すべき。プロジェクトの人権状況に与える影響を個別に見る前に、そのプロジェクトが行われている地域における人権保障状況を分析すべき。</li> <li>• 15-36(高梨委員)人権侵害に関連する規定等が、個々の案件レベルでまで含まれてしまうと現場での対応は非常に困難。よりマクロなレベルでの検討に留めるべき。</li> </ul>	
<p>15. 審査諮問機関</p>	<p>①審査諮問機関の設置 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)有償資金協力業務についても、常設の第三者機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-5(JJ)透明性の向上と外部の知見活用は、審査諮問機関に抛らずとも、ガイドライン上の情報公開手続の拡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-8(原科座長)手続きの迅速性というものの心配に関して、審査会の運用で問題はない。実際日本の自治体は</li> </ul>

	<p>による助言を得るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 現行の JICA ガイドラインには規定があるが、JBIC ガイドラインには規定がない。</li> <li>• (JJ) 技術協力事業の実施には新 JICA が直接関わるが、資金協力事業の実施主体は相手国政府等であるという違いに留意。</li> <li>• (NGO2) 新 JICA は、協力準備調査および資金協力のための環境レビューに関する助言を得るために、環境社会配慮審査会を設置する。</li> <li>• (JJ) 有償、無償、技協の本体事業はガイドラインの適用対象となるが、新 JICA 法上の調査・研究業務に位置づけられる本体事業の準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象とし、審査会の助言対象とするかは慎重に検討する必要がある。また、環境レビューについては、スクリーニングや EIA 報告書の公開等、ガイドラインの所要の手続きを経た上で、新 JICA 自身が責任を持って判断するものであり、審査会の助言対象に馴染まない(他機関でも、第三者に環境レビューを諮問している例は見当たらない)。</li> </ul> <p>有償資金協力を行っている他の援助機関、具体的には、世界銀行や ADB 等の国際機関、二国間援助機関である KfW や AFD は、いずれも、外部の有識者からなる常設の審査会(及び同等の組織)を有していない。世界銀行は、環境面で慎重な配慮が必要な案件については借入人に諮問パネル(advisory panel)設置を求めている。</p> <p>②審査諮問機関の機能(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (堀田委員) 現在 JICA には環境社会配慮審査会をはじめとする各種審査・諮問機関が設置されているが、統合後におけるこれらの機関の位置づけと実質的運営はどうあるべきか。環境社会配慮において、策定すべき計画の審査と、実施すべき施策のモニタリングがどのように行われるべきか。既設機関に課題はないのか。</li> <li>• (JJ) 専門的知見を得る機能と外部からの意見を聞く機能は合わせてもつのがよいか、別がよいか。</li> <li>• (JJ) 支援の是非についても助言の範囲とすべきか。</li> <li>• (JJ) 助言を得るのに、どのような形式が適当か。</li> <li>• (第 1 期) 審査会の審査範囲については、事業の環境社会配慮に限定すべきであるという意見と、開発ニーズも含めた</li> </ul>	<p>充や、現 JBIC で行っている審査時の外部専門家雇用の拡大で十分可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-8, 9, 21, 31(原科座長、清水委員、GEF) 外部専門家は JICA により雇用されるため、中立的な立場との観点では限界があり、審査諮問機関の設置が必要。</li> <li>• 13-19(JJ) 審査部による牽制機能や会計検査院等による外部チェック体制が存在する。また、ガイドライン上の情報公開手続を拡充することにより、審査諮問機関の固定メンバーに限らず、広く外部から情報・意見を受付可能。さらに、机上で議論して助言する審査諮問機関よりも、現地に出張して実際に現場を見て相手国政府や現地ステークホルダーと直接協議できる外部専門家の方が効果的。</li> <li>• 13-25(松下委員) 現行 JICA の審査諮問機関による助言がどの程度中立的なのか検証すべき。</li> <li>• 13-26, 28(原科座長、JACSES) 外部専門家の意見を公開すべき。</li> <li>• 13-28(JJ) 外部専門家の意見を踏まえた上で環境レビューを行なっているため、外部専門家の意見そのものでなく、環境レビュー結果として公開している。</li> <li>• 13-4(清水委員) 協力準備調査を行わない案件も諮問対象とすべき。カテゴリ A である場合は全て対象とし、必要に応じてカテゴリ B も対象とすべき。</li> <li>• 13-10(JJ) 現 JICA と比べて新 JICA ではカテゴリ A 案件が大幅に増加するため、審査諮問機関を設置したとしても運用方法を慎重に検討する必要がある。また、審査諮問機関の設置により手続も大幅に遅延する恐れがあり、ODA 迅速化の要請に反する。</li> <li>• 13-8(千吉良委員) 現在の審査会の運営実態を分析する必要あり。審査諮問機関を設置する場合、事業の迅速性や情報の監理が担保されることが必要。</li> <li>• 13-24(中山委員) 新 JICA となると案件数増加による負担が多くなり、予算が増えない限り、このままの審査会のやり方では実施は困難。これまでの実態を踏まえ、慎重に議論すべき。</li> <li>• 13-38(高見委員) 審査諮問機関には予算や時間の課題はあるが、透明性のメリットはある。ODA の迅速化は新 JICA のみならず政府全体で取り組むべき課題。</li> <li>• 13-17, 20(原科座長) 案件形成の早期段階から諮問し、</li> </ul>	<p>審査会で全部審査している経験がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-12(高梨委員) 審査会のあり方として 10 人なりをオープンにするのではなく、2~3 人に絞りある程度コミットしてもらうべき。</li> <li>• 13-12(高梨委員) カテゴリ A の案件で環境社会配慮団員をしっかりと当てはめるために、環境社会配慮を別枠にすべき。</li> <li>• 13-15(福田委員) 審査会の答申が出ることで、JICA の事業に意義あるインプットがされていることは大きい。その場所がきちんと公開され委員に一般参加者が意見を申し上げる機会があるのは非常にありがたい。</li> <li>• 13-22(原科座長) 世銀には世界中に自然環境の専門家が 250 人もいる。社会科学環境は 150 人。さらに情報公開が徹底している。日本では資源的にそれは要求できないので審査会にアウトソーシングが必要。</li> <li>• 13-29(原科委員) プロセスが終わってからの環境レビュー結果の公表だと迅速性に問題が起こる。環境社会配慮の臨機応変な対応ができない。</li> <li>• 13-30(福田委員) 異円借款の場合は意思決定後でないで議申し立て手続ができないため、環境レビュー段階で外部の人が意見が言えない。</li> <li>• 13-38(原科座長) 審査会の固定メンバーは 10~20 人の範囲で専門家のリストを 200~300 用意して案件ごとにチームを作って対応するなどのやり方もある。</li> <li>• 17-15(福田委員) 協力準備調査の中で、TOR の検討段階、スコーピング案、ドラフトファイナルの 3 段階において審査会の助言を得るべし、との提案</li> </ul>
--	---	--	---



	<p>事業の妥当性についても審査範囲とすべきという意見あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO2)環境社会配慮審査会は、協力準備調査の TOR 案、スコーピング案、最終報告書案に対して助言を行う。新 JICA はカテゴリ A 案件(マスタープランについてはカテゴリ A+B 案件)については必ず、カテゴリ B 案件については必要な場合、環境社会配慮審査会の助言を得て協力準備調査を実施する。</li> <li>• (JJ)有償、無償、技協の本体事業はガイドラインの適用対象となるが、新 JICA 法上の調査・研究業務に位置づけられる本体事業の準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象とし、審査会の助言対象とするかは慎重に検討する必要がある。</li> <li>• (NGO2)環境社会配慮審査会は、協力準備調査が実施されていない事業に関して、カテゴリ A 案件については必ず、カテゴリ B 案件については必要に応じて、環境レビュー段階において、環境アセスメント報告書、住民移転計画書(ドラフト)など環境社会配慮に関する主要な文書を受領し、審査に関する助言を行う。新 JICA は、環境社会配慮審査会の助言を環境レビューおよび新 JICA の意思決定に反映させる。ただし、協力準備調査段階において環境社会配慮調査が行われ、審査会が最終報告書案に対して助言を行った場合を除く。</li> <li>• (NGO2)環境社会配慮審査会は、事業の実施段階における重要なモニタリング項目につき、審査会への報告を求めることができる。この場合には、新 JICA は、当該モニタリング項目のモニタリング結果につき、審査会に報告を行う。</li> <li>• (JJ)環境レビューについては、スクリーニングやEIA報告書の公開等、ガイドラインの所要の手続きを経た上で、新 JICA 自身が責任を持って判断するものであり、審査会の助言対象に馴染まない(他機関でも、第三者に環境レビューを諮問している例は見当たらない)。モニタリングについては、相手国が実施するものであり、審査会の報告対象に馴染まない。</li> </ul> <p>③その他 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (第1期)業務委託公募以前に業務指示書(TOR)を審査会において議論することが必要ではないかという提案があった。</li> </ul>	<p>問題点を早期に抽出することで環境レビューが効率的に行われる。対象案件数の増加については、過去の他機関の例からみれば、運用で対応は可能。運用のあり方は見直すとしても、新 JICA でも審査諮問機関を設置すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-4(清水委員)環境レビュー、最終判断は新 JICA が責任を持って実施、決定すべき。審査諮問機関はあくまでも“助言”を行う立場。その意味で「審査会」という呼称は不適。</li> <li>• 13-9, 10(JJ)審査諮問機関に期待されるのは専門的な意見であるが、現在の審査会は単なる意見表明の場となっており、その範疇を超える意見が出される場合もある。仮に審査諮問機関を設置するのであれば、助言の形式を諮問・答申に拘る必要がなく、会議の場で各委員から頂くコメントをそのまま助言として扱うのも一案。</li> <li>• 13-12(高梨委員)現 JICA の審査会においては、質問が多岐・多数に及び、本来であればその対応は JICA 職員が行うべきだが、調査団がボランティアベースで対応している場合もある。審査会は JICA 職員が責任を持って対応し、仮にコンサルタントが対応する場合は予算を別枠にすべき。また、質問が環境面でなく、技術面に及ぶこともあり、審査会の運用については改善する必要がある。</li> <li>• 13-30(福田委員)対象案件数の増加に伴って審査諮問機関の運用を見直す必要性は理解できるが、技術協力事業ではないとの理由だけで協力準備調査を諮問対象から外すのは飛躍し過ぎ。</li> </ul>	<p>に関しては、改めて議論を行いたい。</p>
--	---	---	--------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JACSES)審査会において、EIA 報告書等の適切な資料に基づいた十分な検討を可能とする期間を確保すべき。</li> </ul>		
<p><b>16. その他</b></p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (GEF)新 JICA は、環境社会関連の調査設計(TOR の検討など)を十分行うべき。とりわけ、必要とされる調査期間(自然環境の現況把握調査に際して、季節的な変動を調査できる十分な期間)を確保すべき。また、TOR の段階で公開し、審査会など第三者からの意見を求めるべき。</li> <li>• (第1期)自然環境調査は、季節の変動も考慮し、1年以上の期間で実施すべき。</li> <li>• (JJ)現行 JICA ガイドラインに基づく調査でも、季節的な変動も考慮した調査を行っている。開発調査のカテゴリ A 案件については、スコーピング段階で、情報公開および環境社会配慮審査会への諮問を行っている。</li> <li>• (WWF)実際の運用にあたって、新 JICA の環境及び社会面の専門家の数が限られており、ガイドラインの解釈によって、実際の適用状況が影響を受ける。ガイドラインの解釈及び適用にあたって、NGO(WWF)が新 JICA と協力していくという可能性を模索することを提案。</li> <li>• (JJ)配分可能なリソース(人員等)を踏まえた上で、適切な運用方法につき検討したい。</li> <li>• (NGO)歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認に係る基本方針として明記すべき。</li> <li>• (HRN)プロジェクトが生み出す収益が貧困削減やガバナンスに悪影響を与えないことを確認する必要がある。</li> <li>• (NGO)採掘産業に関し、政府のガバナンスのリスクの審査、プロジェクト関連の重要な支出、政府間協定等の合意の公開を行うべき。</li> <li>• (HRN)紛争地におけるプロジェクトへの援助については、慎重に検討すべき。</li> <li>• (GEF)新 JICA は、保護価値の高い森林(生態系)の転換を伴う事業への支援を行うべきではない。</li> <li>• (GEF)新 JICA は、林産業部門に関し、森林認証の取得を奨励・要求するような規定を検討することが必要。</li> <li>• (JJ)保護価値の高い森林や森林認証制度(複数存在)の扱いについては、それぞれの国際的な普及の程度、信頼性等も踏まえて検討することが必要。</li> <li>• (JJ)優れた森林認証制度等については、現行 JBIC ガイド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-50, 52(GEF, FOE)生態系を維持するという点から、保護価値の高い森林に影響を与える事業は支援しない旨、ガイドラインに記載すべき。また、保護価値の高い森林の定義についての定義も明確にする必要あり。</li> <li>• 13-50(JJ)森林保護につき、現行 JBIC ガイドラインに記載されており、そのような森林の保護が必要であるのは同意。具体的な書き振りは追って検討。</li> <li>• 13-59(福田委員)現状では案件サイクルのどのタイミングでガイドラインが適用されるか分からないので、業務フローを新ガイドラインに記載すべき。</li> <li>• 13-60(JJ)業務手続きが変わるたびにガイドラインの改訂を行うことになるので、記載することは妥当ではない。</li> <li>• 15-36(HRN)収益性の高い事業において、発生する収益の用途が被影響住民の人権を侵害しないよう配慮(公開)する旨、新ガイドラインに記載すべき。</li> <li>• 15-38(原科座長、高梨委員)事業の収益面に係る問題については、環境社会配慮の範疇外の事項である。</li> <li>• 15-38(JJ)そもそも収益性の高い事業については、現実には ODA の対象になりにくい。</li> <li>• 15-39(HRN)紛争地において事業を行う際、事業が紛争を助長しないよう配慮をすべき。</li> <li>• 15-43(高橋委員)紛争地域でどのように事業を行っていくかは、新 JICA で議論されることではなく、国別援助計画レベルで議論されるべきもの。</li> <li>• 15-42(JJ、北村委員)紛争地域で事業を実施するかは政府による政策判断。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-52(GEF)「地域コミュニティの基本的ニーズを満たすために欠かせない森林」といった項目を含めるべき。</li> <li>• 13-52(FOE 神崎)「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」の「著しい」をはずすべき。</li> <li>• 15-43(中山委員)民間として受ける側からすると、紛争地帯のようなところで仕事を請け負った場合、妨害などを受ける場合もある。この点をガイドラインでも配慮すべき。</li> <li>• 15-50(HRN, FOE, 福田委員)第2部の「労働安全」の中で、保安要員が地域住民に与える危害などの影響に関しても周辺住民の安全をチェックできるようにすべき。</li> <li>• 15-48(原科座長)紛争地におけるプロジェクトは特段意見が無ければ現在のガイドラインを踏襲する形でよいと思う。(特に意見なし)</li> <li>• 13-51(GEF)保護価値の高い森林(HCVF)について世銀の OP の後に IFC がより具体的に進んだ評価基準を設定しており、これらを含めて項目を設定すべき。</li> </ul>

	<p>ラインでもグッドプラクティスとして参照することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第 1 期)環境社会配慮が「持続可能な開発」を目標にするためのものである点を強調すべき。</li> <li>・ (第 1 期)各国の変化する状況に対応し、あまり固定化にとらわれないようにすべき。</li> <li>・ 世界銀行は、Operational Policy として Piloting the Use of Borrower Systems to Address Environmental and Social Safeguard Issues in Bank-Supported Projects を策定し、ADB は、Safeguard Policy Update において Strengthening and Use of Country Safeguard Systems を示している。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)開発調査の事前調査において、本格調査の環境社会配慮面の TOR 案、具体的な作業分担等を作成するのは現実的でない場合がある。</li> <li>・ (JJ)環境社会配慮ガイドラインに基づく活動の記録は調査報告書だけでは必ずしも十分残されていない場合があり、今後記録方法の改善につき検討する必要がある。</li> <li>・ (福田委員)環境社会配慮確認の具体的なプロセス(要件遵守の確認プロセス)を記載すべき。</li> <li>・ (第 1 期)事業の必要性の位置づけの明確化、事業の選択基準に関する検討を十分行うべき。</li> <li>・ (第 1 期)ガイドライン運用の指針、ガイダンス、事例集の作成が検討されるべきである。</li> </ul>		
<p><b>III. 対象プロジェクトに求められる 環境社会配慮</b></p>			

<p><b>1.代替案検討</b></p>	<p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)カテゴリB 案件において、JBIC ガイドラインの環境レビューの際に代替案の検討確認を実施したか確認できない案件が散見された。</li> <li>• (清水委員)一概に全てのカテゴリB 案件について代替案の検討を実施するべきとは言い難いが、少なくとも代替案の検討が実施されたか否かについて後日確認が可能な審査の方法を構築すべき。</li> <li>• (JACSES)カテゴリA の EIA においては、代替案の検討過程及び結果に関する情報を含めた EIA の公開を必須要件とすべき。</li> <li>• (JJ)EIA 報告書の記載内容は、各国の法令等に従って定められている。要請段階で既に相手国政府等に EIA 報告書が承認されている場合等もあり、書き換えを新 JICA が求めることは困難。</li> <li>• (JJ)JBIC の実施状況確認調査において、カテゴリ A の全案件について、代替案の検討が行われていることが確認された。</li> <li>• (第 1 期)インフラ事業における代替案検討のあり方についての指針が必要であり、その中に需要予測を絶対視せず、その変化をモニタリングすること、需要側管理も比較の対象とすることなどを盛り込むべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13-63, 64(JACSES)EIA 報告書の記載項目に代替案の検討結果を含めるべき。また、EIA 報告書に代替案の記載が無い場合は、別途補助的な書面にて公開すべき。</li> <li>• 13-65(JJ)現地で公開されている場合は新 JICA でも公開可能。なお、代替案の検討結果については、公開される環境レビュー結果にも含める予定。</li> <li>• 13-65, 68(清水委員、GEF)F/S 時に行われる需要予測のみを参照するのではなく、その後の需要につきモニタリングを行い、その都度事業の必要性につき検討すべき。</li> <li>• <u>17-59 不明(JJ)協力準備調査で行われたF/Sは、本体審査時に再度見直されるので、需要予測についても再度確認している。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> </ul>
<p><b>2.非自発的住民移転</b></p>	<p>① 再取得価格による補償 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)被影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」が補償されるべき。当該国の法制制度上完全な再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として合意され、融資契約等に盛り込まれるべき。</li> <li>• (NGO)「完全な再取得価格」算定のために市場価格調査が実施されているべきである。</li> <li>• (JJ)現状では、JBIC ガイドラインの環境レビューで、左記の規定に基づき、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを、世界銀行の OP 4.12 Annex A 等を参照しつつ確認を行っており、住民移転計画等の内容が国際機関等の基準と比較して大きな乖離がある場合には、背景・理由等を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-6(GEF)新 JICA は案件形成段階から関与できるので、再取得価格による補償を確保可能。</li> <li>• 14-6(JJ)再取得価格による補償を一律に相手国政府に求めた場合、現地法制度との乖離について、相手国政府内で政策調整に大きなコストが生じる場合あり。現実には予算制約もあるので、金銭補償に代替地の提供、政府用地の転売等の合理的な手段と組み合わせた形も認めるべき。</li> <li>• 14-7(中山委員)予算制約があるので、新 JICA が用地取得、住民移転の費用負担するの一案。</li> <li>• 14-7(JJ)90 年代より、移転先の基礎インフラ整備の費用は円借款に含めるケースが増えている。但し用地取得費、住民移転等のアドミ代は負担していない。</li> <li>• 14-12, 16, 10, 29(JJ、高梨委員、原科委員、松下委員)補償は再取得価格を原則とすべきだが、市場価格調査が困難な場合は、それに替わる合理的な手法で補償価格を算出すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-8(GEF)一般的な市場価格調査は網が粗い。事業ごとにその地域における取引例などを調べて補償に反映すべき。</li> <li>• 14-11(福田委員)再取得価格による補償もふくめたコストとベネフィットを比較する中で支援の是非を決定すべきで、コストが増えるから難しいという話はおかしい。</li> <li>• 14-18(清水委員)日本の援助をするときにはきちんと再取得価格という補償水準によって補償してくださいと相手国政府に働きかけることで、その国のキャパシティビルディングにも貢献する。</li> <li>• 14-20(原科座長)完全な再取得価格による補償が二国間機関だと難しく</li> </ul>

	<p>確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)当該国の法令や基準の遵守確認、必要に応じ改善のための働きかけ、と言う基本的な姿勢を超えて、完全な再取得価格による補償を二国間機関である新 JICA が義務付けることは適当か。当該国の(新 JICA が関与しない)他事業と補償水準が異なることに問題はないか。</li> <li>• (JJ)「再取得価格」の算定に当たっては「市場価格」の確認が前提となるが、途上国においては近隣の土地の市場取引が少ない等の理由で「市場価格」の確認が困難な場合も予想され、新 JICA による「再取得価格」の妥当性の確認は容易ではないのではないか。</li> <li>• 世界銀行・ADB の現行政策、EBRD の新政策案では、再取得価格による補償を要件としている。</li> <li>• 二国間機関である KfW や AFD には再取得価格に係る規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-8(GEF)住民移転費用は低く見積もられる場合が多い。現地法制度とガイドラインの補償費算出方法が異なる場合は、そのギャップを埋める追加的措置につき相手国政府と合意すべき。</li> <li>• 14-26(JJ)実際の補償額は用地取得段階で決定され、環境レビュー時の数値がそのまま使用される訳ではないことから、補償価格の算出は、現地の制度も踏まえた現実的なものである必要がある。</li> <li>• 14-30(原科座長、福田委員)審査段階の合意事項をフォローアップすることが重要。再取得価格とは市場価値でなく再購入価格を意味する。</li> </ul>	<p>て、多国間なら大丈夫であるという論理が不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-21(福田委員)「可能な限り」について、相手国の制度が必ずしも再取得価格を補償していないからという理由で「可能な限り」という文言を入れたいのならばそれは、提案する趣旨とはかけ離れた話。相手国の制度がそうになっていないのであれば新 JICA で追加的な措置を行うべき。</li> <li>• 14-26(原科座長)市場価格調査が可能であれば行い、難しい場合は合理的な根拠を示す。</li> </ul>
	<p>②事前の補償 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない。</li> <li>• (JJ)生計回復支援策等、移転後に提供されるべき支援策もあるので、補償及び支援を画一的に「移転前」とすることが適当か。</li> <li>• 世界銀行、ADB 等は、移転前の補償支払いを要件としている。</li> <li>• 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-35,33(福田委員、高梨委員、千吉良委員)事前に補償金を支払うと使い込んでしまうため、分割払にして、移転完了後に最終支払いする事例あり。</li> <li>• 14-34(清水委員、FOE)移転先が未整備のため、補償金を使い込んだ事例あり。移転先のインフラ整備、生計手段の確保が重要。</li> <li>• 14-35(福田委員)補償額が低すぎたため、再補償した事例あり。補償金を受領したのに移転しない住民には、丁寧に説明していくことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-35(原科座長)補償金について「事前の適切な時期に」すべき。</li> <li>• 14-35(福田委員)補償が遅れたせいで追加的な費用が発生したという紛争を招くおそれがあるため、原則として事前に補償することが必要。</li> </ul>
	<p>③移転・補償合意文書 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていなくてはならない。</li> <li>• (JJ)個別補償内容に関する合意については、JBIC が全ての個別合意の内容や合意書の配布状況を把握することは非現実的で困難であることから、相手国政府等からの情報を基に適切な過程を経て住民の合意に到ったかどうかを確認している。対象者すべてによる内容の理解、合意書の入手状況の確認は実効性があるか。また、そもそも合意を義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-38(FOE)一般的な補償措置は公開されるべき。世帯ごとの補償算定根拠は書面で補償対象者に渡すべき。</li> <li>• 14-39(JJ)実際には、世帯毎の補償積算根拠を掲示板で告知する等、現地法制度に基づく対応がなされており、一律の適用は難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-38(FOE 波多江)「各世帯に対する補償内容が記載された文章は対象者が理解かつ確認できるよう、配布されなければならない」を盛り込む。「合意書」ではなくて「補償が内容が記載された文書」。</li> </ul>

	<p>務付けることは適当か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本を含む多くの国において、対象者から合意が得られない場合の土地収用の法令・手続きが定められている。</li> <li>世界銀行、ADB等はこのような規定を有しておらず、対象者全員からの合意取得も義務付けていない。</li> <li>二国間機関であるKfWやAFDにも関連する規定はない。</li> </ul>		
	<p>④住民移転計画 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)住民移転計画が策定されなければならない(含むべき内容は別添1のとおり)。</li> <li>(JJ)住民移転に係る基本計画等の作成・提出は左記のとおり現行JBICガイドラインでも義務付けている。基本計画が含むべき内容については明示していないが、国際機関の規定を参照し確認を行っている。</li> <li>世界銀行、ADBは、住民移転計画、住民移転フレームワークが含むべき内容を明示している。世銀のOP4.12とNGO提案の内容との比較については別添2のとおり。</li> <li>二国間機関であるKfWやAFDには関連する規定はない。</li> </ul> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(福田委員)協力準備調査は事業化を前提として実施されるため、住民移転計画案の策定を支援すべき。</li> <li>(福田委員)GLにおいて策定されるべき移転計画の内容と、その策定過程への参加を確保するための方法を規定すべき。</li> <li>(JJ)現行JBICガイドラインの規定を踏まえ、大規模な住民移転が発生する場合には、住民の参加、住民移転に係る基本計画等の策定を相手国に求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14-40(原科座長、JACSES)世銀 OP4.12 に準じて移転計画書を作成すべき。</li> <li>14-41(JJ)世銀 OP4.12 に沿った形で整理する方向で検討中。標準様式を示すことに一定の効果があると考えられるが、市場価格調査等、一律の対応が難しい事項もあるので、柔軟性が失われないよう表現振りに留意する必要あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14-40(JACSES田辺)「住民移転に係る基本計画等」を「住民移転計画」にすべき。</li> </ul>
	<p>⑤情報公開と協議 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、以下の要件が満たされていなければならない。</li> <li>非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、住民移転計画のドラフトが公開され、影響を受ける地域住民との協議が行われていなければならない。</li> <li>特に、住民移転に関する重要な情報(事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14-42(清水委員)住民移転計画のドラフト段階で公開・協議を行い、その主要な内容について住民配布すべき。住民移転計画の最終版も公開し、その主要な内容を住民配布すべき。住民配布に関しては ADB、世銀も求めているが重要。</li> <li>14-44(JJ)住民移転計画については、ベトナムのように公開している国もあるが、個人情報に触れる内容も多いため、一律に公開を規定するのではなく、当該国の基準を尊重すべき。</li> <li>14-45(清水委員)被影響住民に対する補償方針の公開を求めるものであり、個人的な情報の公開まで求めるも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li></li> </ul>

	<p>る情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立て・紛争解決の手續)については、住民移転計画のドラフトの段階で、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。書面による理解が困難な場合には、他のコミュニケーションの方法が用いられなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内容の変更を経て変更された版は公開されなければならない。また、これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報について、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。新 JICA は、融資契約など法的合意を通じて、これら文書の公開・配布を確保すべきである。</li> <li>(JJ)被影響住民との協議については、現状、左記の規定に基づき、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて確認している。また、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じ、住民移転の計画・実施状況について確認を行い、適切な対応を求めている。</li> <li>(JJ)環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、資金協力においては新 JICA はそれを確認する立場。従って、住民移転に係る情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うものと理解している。</li> <li>(JJ)住民移転計画については、法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。当該国の法令や基準の遵守確認、必要に応じ改善のための働きかけ、と言う基本的な姿勢を超えて、詳細な規定を義務付けることは適当か。</li> <li>(HRN)社会的弱者に対して特別な配慮が必要である。</li> <li>(JJ)JICA の調査では、必要に応じてフォーカス・グループ・ディスカッションやインタビュー調査により意見聴取の方法を検討している。</li> <li>世界銀行は、住民移転計画について協議を義務付け、住民移転計画のドラフトと最終版を、移転住民及び現地 NGO が理解可能な様式、方法、言語で、借入人及び世界銀行が公</li> </ul>	<p>のではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>14-46(JACSES)新 JBIC では住民移転計画最終版については現地公開を規定している。</li> <li>14-46(JJ)基本的に新 JBIC のラインは確保する。</li> <li>14-46(GEF)世銀では、住民移転計画のドラフト公開がアプレイザル条件。</li> <li>14-46(JJ)住民移転計画の公開を義務付けるか否かは、相手国の制度も関連するので一律対応は慎重に検討する必要がある。</li> <li>14-47(中山委員)住民移転情報の書面配布は相手国が対応する事項。</li> <li>14-49(千吉良委員)住民移転に関する書面の配布が条件付けられた場合、それらの世帯毎の入手状況まで JICA が把握することは運用的に困難。識字率が低いケースもあることに留意。</li> <li>14-49(JJ)住民への周知には様々な方法があるので、文書での配布を一律に求める必要があるのか要検討。</li> <li>14-50(福田委員)補償を巡る紛争を回避するため、被影響住民が補償内容を後から書面で確認が可能な形にしておくべき。</li> </ul>	
--	--	---	--

	<p>開するとしている。ADB は、住民移転計画について影響住民との協議に基づく作成を要件とし、住民移転計画のドラフト、最終版、及び詳細設計やプロジェクト内容変更後の改訂版の公開を義務付けている。ただし、「世帯毎の配布」については言及していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</li> </ul>		
	<p>⑥苦情処理メカニズム (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。</li> <li>(JJ)現状、JBIC では大規模非自発的住民移転が発生するカテゴリ A 案件については、原則として環境レビュー時に苦情処理メカニズムの確認を行っている。</li> <li>世界銀行、ADB では、苦情申立手続きの設置が義務付けられている。</li> <li>二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14-50(福田委員)移転問題に異議を持つ住民が事業実施主体の担当者と議論しても効果が少ないケースが多いため、事業実施主体を含まない独立した組織(委員会)が苦情処理を担当すべき。</li> <li>14-51(JJ)運用を考慮すると、苦情申し立ての仕組みが住民に馴染みがあり、アクセスが確保されることも重要。実施機関内に設置された場合でもうまく機能しているケースや、自治体の持つ既存メカニズムで対応するケースもあり、必ずしも独立した体制が必要との認識はない。</li> </ul>	
3. 先住民民族	<p>①依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)プロジェクトが先住民民族に影響を及ぼす場合、先住民民族の権利に関する国連宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)および ILO169 号条約等の先住民民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域および資源に対する先住民民族の権利が認知されるべき。</li> <li>(JJ)2007年9月に採択された「先住民民族の権利に関する国連宣言」は法的拘束力を有するものではなく、また ILO169 号条約についても、批准国においてのみ効力を有するもの。個別の宣言や条約を言及しない現行の書き振りで不都合が生じているか。</li> <li>ILO169 号条約の批准国は、2008年3月現在 19ヶ国。</li> </ul> <p>国際機関、二国間機関とも、上述の国連宣言、ILO169 号条約を明示していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16-11,12(JJ):宣言の考え方を盛り込むことは検討可能と考えるが、宣言自体をガイドラインにて言及することは、国によりその解釈が様々であることを踏まえると、慎重な検討が必要。</li> <li>16-13(市民外交フォーラム):国連総会で141カ国の賛成があったことから、圧倒的に認知されており、ガイドラインに具体的に記載すべき。</li> <li>16-12(JJ):現行ガイドラインの記述内容である「合意を得られるよう努めなくてはならない」は、国際機関の記述よりも進んでいる。FPIC を完全に担保することは、状況次第では困難が想定されるため、国連宣言にある「合意を得なくてはならない」まで踏み込むのは現実的でない。</li> <li>16-16(千吉良委員):先住民民族については、政治的な問題が多く、国際的な総意の中で対処すべきで、JICA 一機関で行うべきではない。</li> <li>16-16,17(JJ):「計画の公開」については、その政治的要素も鑑み、慎重な検討が必要。</li> <li>16-18(清水委員):ADB、世銀、新 JBIC でも公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16-13(中山委員)国連宣言は、拘束力があるかどうかではなく、尊重しなくてはならない。</li> <li>16-14(市民外交フォーラム)ILO169 号条約に関しては、FAQに落とす形でもよい。</li> <li>16-16(原科座長)「自由で事前の、十分な情報に基づいて先住民民族の合意が得られるよう努めなければいけない」という表現とする。</li> </ul>
	<p>②自由で事前の十分な情報を得た上での合意 (JBIC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16-15(吉田副座長) Consent を得るのが相手国政府であることを明記</li> </ul>	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意(Free, Prior and Informed Consent: FPIC)が得られなければならない。</li> <li>• (JJ)現状、JBIC 現行ガイドラインの左記の規定に基づき確認を行っている。上述のとおり、FPIC の規定は法的拘束力を有しない国連宣言で言及されており、対応は国によって異なっている。</li> <li>• 世界銀行では、自由で事前の十分な情報を伝える住民協議(free, prior, informed consultation)の実施及び広範なコミュニティのサポート(broad community support)の取得を借入人等に求めている。ADB は現行政策では FPIC に言及していない。</li> </ul> <p>二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 16-22(原科座長): 全てを公開とは言い切れない事情もあり、ある程度まとまった段階では公開すべき。全てのプロセスを公開するのは煩雑であり「原則」とすべき。</li> <li>• 16-23(福田委員): 「先住民族との協議が行わなければならない」について、新 JBIC では「望ましい」という形となったが、NGO としては、計画書の全てが住民に理解可能な言語、様式である必要はないものの、説明等を行わなければならないと考える。</li> </ul>	<p>する方がよい</p>
	<p>③先住民族への配慮に関する計画 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画(先住民族への配慮に関する計画)を作成、文書化しなければならない。また、この計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議が行なわれなければならない。当該協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されなければならない。</li> <li>• (JJ)左記の JBIC ガイドライン規定に基づき、先住民族に対する影響についても回避、最小化等のための方策の評価を行っている。また、環境アセスメントが作成される場合、先住民族に対する影響があれば、先住民族が理解可能な言語と様式による書面が作成されることになる。</li> <li>• 世界銀行、ADB では、先住民族(開発)計画書が、ドラフト段階から公開された上で協議が行われ、策定されることが要件となっている。</li> <li>• 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 16-19 (福田委員)協議の中での説明のみでは、協議に参加した人にしか伝わらない。</li> <li>• <u>16-23(福田委員): 「先住民族との協議が行わなければならない」について、新JBICでは「望ましい」という形となったが、NGOとしては、協議に対して説明がなされ、その説明は住民に理解可能な言語、様式であることは最低限必要である。</u></li> <li>• <u>16-24(福田委員): 計画すべてが現地語に翻訳されなくてはいけないということではなく、計画のドラフトは現地で広く使われている言語で書かれ、協議については現地の人が理解できる言語で書かれるべきである。</u></li> <li>• 16-25(市民外交センター) 計画の現地住民に対してコアな部分に関しては、現地語で書かれ、現地語で説明されるべき。</li> </ul>

<p><b>4. モニタリング</b></p>	<p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)プロジェクトの環境社会モニタリングの結果は公開されていなければならない。</li> <li>• (JJ)モニタリングの主体は事業実施主体である相手国政府等であり、新 JICA はプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう引き続き促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-58(JACES)モニタリング情報は地域住民にとって重要な環境影響にかかる情報を含むものでありモニタリング結果の公開を義務づける必要あり。世銀、ADB にも公開規定あり。</li> <li>• 14-58(JJ)プロジェクトの主体である相手国政府及び実施機関により対応されることが重要であり、新 JICA としても引き続きこれを促していく。但し、一次情報を直に公開するのではなく、実施機関等による対応を行った後に結果を公開することが適切な場合も考えられ、一律の対応を義務付けることは適当でない。</li> </ul>	
<p><b>5. その他</b></p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)原子力固有の問題(①核拡散の防止、②安全性の確保・事故時の対応、③放射性廃棄物の適切な管理・処分)について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件としてガイドライン第2部に規定すべき。ステークホルダーとの協議と情報公開、カテゴリ分類への例示、チェックリストの作成、検討に当たっての第三者機関の設置を行うべき。</li> <li>• (HRN)地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにすべき。</li> <li>• (HRN)汚職・腐敗を防止するよう、適切な措置を講じるべき。</li> <li>• (JJ)「環境社会配慮ガイドライン」として扱う範囲について十分な検討が必要。汚職防止については、JBIC の調達ガイドライン等で規定されている。</li> <li>• (JJ)採掘産業、原子力関連への直接的な支援の可能性は現時点では低いと考えられ、可能性がゼロではないことをもってチェックリストの作成等も含む詳細な記載をすることが必要か。なお、原子炉建設に対する ODA による支援は OECD で禁止されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14-60(福田委員)原子力案件の JICA、JBIC の扱いは如何。</li> <li>• 14-60(JJ)原子炉建設に対する ODA の支援は OECD で禁止。原子力関連の円借款案件や F/S の要請が過去にあった例は無い。</li> <li>• 15-48(HRN)事業において、適切な労働環境が維持されるよう配慮を行うべき。</li> <li>• 15-50(JJ)現 JBIC ガイドラインにおいて、労働環境に係る影響につき配慮を行うことが求められており、審査の際にもこの点につき確認を行っている。</li> <li>• 15-53(HRN)ODA 事業に係る汚職を防ぐと共に、内部通報者の保護についても検討を行うべき。</li> <li>• 15-54(JJ)汚職対策に係る手続きに関しては、現 JBIC の基本約定(GTC)に関連の条項等が組み込まれており、各事業レベルで実施機関と合意されている。これらへの対策はコンサルタント雇用ガイドライン、調達ガイドライン、措置規程等の中で議論されるべき事項であり、環境ガイドラインの中に記載される事項ではない。</li> <li>• 15-60(原科座長)汚職の防止、特に内部通報者の保護については、環境ガイドラインの中で扱うのは難しい。</li> </ul>	
<p><b>IV.影響を及ぼしやすいセクター</b></p>			

<b>1. セクターの例示</b>	(共通) (JJ)双方のガイドラインが例示しているセクターは別添 2 のように異なっている。また、JICA、JBIC ガイドラインでは、必ずしもカテゴリ A にならないセクターも含まれている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>14-62, 63, 64(JJ)JBIC のセクター分類のうち、国際金融等業務の分類を意識している部分は整理したい。水産業や観光業については大規模事業が無い現状を踏まえ、見直しを検討したい。</li> <li>14-64(福田委員)現状の JICA の記載をそのまま生かすべき。</li> <li>14-64(原科委員)基本的には JBIC、JICA のセクターを合わせるが、現行の JICA の分類そのままとはせず、表現は工夫するという事と理解。</li> </ul>	
<b>V. カテゴリ A 案件に必要な環境アセスメント報告書</b>			
<b>1. 情報公開</b>	(JBIC) <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されるべき。</li> <li>(JJ)JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議については、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認し、協議の適切な実施が確認できない場合には、追加協議の開催等を働きかけている。協議に際し情報の公開を行うこと、協議結果を必要に応じ公開することは相手国政府等の責任。</li> <li>世界銀行では、EIA 報告書が含むべきものとして被影響住民との協議記録を挙げている。ADB は、住民協議の過程を EIA 報告書に含めるべき、としているが、協議記録については言及していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12-30(福田委員)EIA 報告書や RAP、先住民計画書を情報公開の対象としてほしい。議事録を公開することで、第三者が協議内容を確認できるようにすべき。</li> <li>12-31(原科座長)ADB は議事録を公開している。</li> <li>12-31(JJ)相手国政府で公開されている議事録を、新 JICA が公開することは問題ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12-30(福田委員)環境アセスメント報告書に何が含まれるのかについて「望ましい」という規定になっていて、協議記録の公開は必ずしも義務付けられていない。</li> </ul>
<b>2. ステークホルダーとの協議等</b>	(JICA) <ul style="list-style-type: none"> <li>(JJ)協議回数に関して、ステークホルダー協議は必ずしもスコーピング時、概要検討時及び最終報告書案が作成された段階の全てで行う必要はないと思われる。特に概要検討時の説明事項は調査の途中経過になってしまうため、住民の関心を満たせない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12-32(JJ)スコーピング時と概要報告時のステークホルダー協議に大きな差異がないため、必ずしも現状通り 3 回住民協議を行う必要はない。</li> <li>12-33, 34(原科座長)ステークホルダー協議の回数を減らすことはガイドライン後退であり承服できない。世銀は 2 回のステークホルダー協議を求めているが、3 回実施する場合もあると聞く。</li> <li>12-37, 38(福田委員)JICA が協力準備調査を通じて実施する場合と、相手国政府自身で実施する場合とでは、求められるステークホルダー協議の回数が異なっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12-34(福田委員)JICA の開発調査を行う際のステークホルダー協議を 3 回しなくてはならないというのと、相手側が JBIC の審査の手続きで EIA 作成時に何回協議を行うべきかというのは別の議論。JICA のガイドラインを JBIC に合わせるのか。</li> <li>12-35(原科座長)関心を示さないのはうまくいっているからで、関心を示さないから水準を下げるというはおか</li> </ul>

		<p>問題ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12-36, 37(堀田委員)ガイドラインの議論であるため形式論になるのは仕方ないが、ステークホルダー協議は継続的に行われているため、回数そのものには意味がなく、実際にはそのタイミングを分けるのは困難。</li> </ul>	<p>しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12-34(福田委員)リクワイアメントとして一回の協議でも構わないという議論は、少なくとも EIA レベルの協力準備調査が入る場合においては不適切。</li> </ul>
<b>VI. 異議申立制度</b>			
<p><b>1. 異議申立制度</b></p>	<p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立てが可能な期間を公開すべきである。(個別案件の異議申立が可能な期間がわからない。)</li> <li>(HRN)申立人の要件として、代理を広く認めるべき。</li> <li>(JJ)新ガイドラインの不遵守に係る異議申立の期間については、スキーム毎の手続きの違いも踏まえて検討することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15-14、15(原科座長、福田委員)JBIC の異議申立要綱では「事業に係る評価を示してから貸付完了時まで異議を受け付ける」と規定されているものの、評価及び貸付完了のタイミングが不明であるため、異議申し立て期間を明確にすべき。</li> <li>15-13、14、21(JJ) JBIC の評価を日本政府に示すタイミングは政府との間で臨機に調整するため、事前の公表は難しい。貸付完了時についても、貸付完了期日につき先方政府と事務手続きを細かく確認しながら決定するため、事前の公表は難しい。但し、異議申し立て開始期日以前に受領した場合であっても、環境審査役より担当部署に移送されるとともに、総裁に報告され、対応を検討することが規定されている。</li> <li>15-20、21(原科座長、福田委員)環境社会配慮状況に関しては、意思決定の前に意見を集め、反映することが重要であり、JBIC において異議申し立て開始時期が評価を示したときに設定されているのは不適切。新 JICA においては環境レビュー中の異議申し立て認めるべき。一方で、終了時期については、現 JBIC は他ドナーよりも長く、先進的である。</li> <li>15-19、21(JJ) 評価以前については、ガイドラインの要件を確認すべく環境レビューを実施している状況であり、この段階では相手国等は個別要件を補完できる機会があるので、環境レビュー時を異議申立期間に含めるのは不適。なお、新JICAの審査は L/A 締結まで続いており、現行のタイミングでも意思決定よりかなり早いタイミングと言える。加えて、状況によっては評価前であっても、JBIC の現行異議申立制度創設時に示された議長総括ペーパーに基づき異議申し立て手続きの準用が可能。</li> <li>15-23(HRN)事業が実施されている国において、表現の自</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15-13(原科座長)異議申し立ては L/A の前に行われることが重要。</li> <li>15-17(福田委員)JBIC においては現在、環境レビュー中は別トラックでの異議申し立てになっている。正式な手続きで行えることが重要。</li> <li>15-20～21(福田委員・原科座長)日本の行政訴訟制度は、意思決定前でも訴訟が可能のように変わってきた。JJもこれを追うべき。</li> <li>15-22(福田委員)日本側が協力準備調査と言う形で案件形成を行う場合も異議申し立ての対象とするべき。</li> <li>15-30(高橋委員)異議申立は対話ができない状況で行われる。そこで対話を促しても恣意的に相手を選択するという問題も出てくる。これに対応できる仕組みが必要。</li> </ul>

		<p>由や政治的自由が確保されていない場合は、匿名での申し立てが必要。NGO の代理申請を認めるべき。また、申し立ての内容で申立人が特定されることが、申立人の心理的障壁となっているので、それを取り除く制度が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 15-23(松下委員)匿名の申し立てについては、現 JBIC の異議申し立て手続に規定されている。</li> <li>• 15-25(JJ)異議申立制度は、具体的に発生している問題、若しくは発生する蓋然性が高い問題につき対処するための制度であるため、問題が発生している場所、内容など、具体的な情報提供が不可欠。</li> <li>• 15-28 (千吉良委員)申立人を直接の利害関係者以外にも広げた場合、現地の声を本当に反映した申し立てなのか判別するのが難しく、無制限に申し立てが行われてしまう可能性もあり、申立制度が機能しない恐れがある。</li> <li>• 15-29(福田委員)事業の合理性自体についても、異議申立が出来よう制度設計すべき。現制度は、ガイドラインの遵守確認及び事業に係る問題解決も含むハイブリッド型であると理解。</li> <li>• 15-27(JJ)異議申立の範囲は、ガイドラインの遵守・不遵守の審査であり、事業自体への異議については申立対象外である。</li> <li>• 15-32(北村委員)環境社会配慮ガイドラインに案件を実施するか否かまで背負わせるのは疑問。</li> </ul>	
--	--	---	--

以上